

第8日目（3月10日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
12番	中村與弘	13番	松尾幸光
14番	川田保則		

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山田清 書記 樋口晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	山口博道	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長義之	建設課長	吉田耕治
水道課長	堀池浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	中村和彦	総務課行政担当係長	林田孝行
企画財政課 財政管財係長	福田博治		

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成28年第1回波佐見町議会定例会第8日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（川田保則君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

それでは、通告がっておりますので、順次発言を許します。

2番 中尾尊行議員。

○2番（中尾尊行君）

おはようございます。それでは、通告に従いましてお願いいたします。

1番、波佐見町障害者計画について。

（1）第4期障害福祉計画が平成27年度に策定されましたが、計画策定の背景と趣旨は何か。

（2）この計画の中に基本的視点としての次の3点が上げてあるが、1年を経過してのそれぞれの現状と今後の見通しはどうか。

ア. 障害を理由とする差別の解消。イ. 住みなれた地域で生活するための支援体制づくり。ウ. 切れ目のない総合的な支援。

2番、本町の安心と安全な生活を推進するという観点から、次の項目を問います。

1番、（1）四十数年ぶりの大雪のため水道管の破裂が起こり、水道課をはじめ、多くの人たちが断水が起きないように努力されたと聞きますが、特に空き家の特定が混乱を増したようであります。空き家対策の現状と今後の見通しはどうか。

（2）交通事故（主に自動車）は減少傾向にあり、特に死亡事故は減っているが、都市部においては自転車事故の増加が顕著である。このような状況にあって、自転車事故保険の加入率の向上を推進する考えはないか。

3番、施政方針について。窯業人材育成支援事業について。

（1）募集状況、採用決定までの経過は。

(2) 3名の支援と聞くと、現在の状況は。

(3) 生地業、石膏型業の後継者育成支援とあるが、今後も変わらないのか。

以上でございます。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 中尾議員の御質問にお答えいたします。

まず、波佐見町障害者計画について。第4期障害福祉計画が平成27年度に策定されたが、策定の背景と趣旨は何かという御質問ですが。

まず、策定の背景でございますが、我が国における障害のある方への法整備は、昭和25年に身体障害者福祉法と知的障害者福祉法、また、昭和35年には精神保健福祉法といった障害種別ごとに定められた法制度が成立し、それぞれに拡充が図られてきましたが、制度間の格差や制度の谷間に落ちるといった弊害を否定できないものでした。

こうした状況の中、昭和45年には障害の種別を超えた心身障害者対策基本法が成立し、平成5年には同法の改正により、障害者施策の基本となる障害者基本法が制定されました。そして、平成18年には障害の種別で異なっていたサービスの一元化、また、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの提供体制を強化することを目的に障害者自立支援法が成立し、このときに初めて都道府県や市町村に対して障害福祉計画の作成が義務づけられました。

今回策定しました第4期障害福祉計画については、これまでの障害者施設の施策の基本であった障害者自立支援法を改正し、平成25年に施行された障害者総合支援法の規定に基づく市町村障害福祉計画として、本町における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保を目的として定めた計画となっております。

次に、この計画の中に基本的に視点として、障害を理由とする差別の解消、イ. 住みなれた地域で生活するための支援体制づくり、ウ. 切れ目のない総合的な支援の3点が掲げられているが、それぞれの現状と今後の見通しはどうかという質問ですが。

まず、障害を理由とする差別の解消であります。障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現というものが大変重要であります。そこで本町としましては、学童時期から障害のある人への理解を促進するため、「みんなでつくるやさしいまち」という、障害のある人との接し方をわかりやすい言葉で紹介し

た冊子を作成しました。これについては教育委員会を通じて各小学校にお願いし、現在小学4年生の授業の中で活用していただいている状況でありますので、障害のある人への理解がより深まっていくものと期待をしていますし、今後につきましても、毎年小学校への配付を継続してまいります。

次に、住みなれた地域で生活するための支援体制づくりについてですが、現在東彼3町では、川棚町にある東彼地区障害者地域生活支援センターへ相談支援機関としての事務を共同して委託しております。ここでは障害のある方からの相談を受け、その解消に向けた支援や就労支援、また、3町からの依頼による障害福祉サービス提供のための調査、訪問など精力的な活動を行っており、利用される方の数も年々増加しております。今後もこの支援センターと行政が連携し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくための支援体制を強化していきたいと考えております。

最後に、切れ目のない総合的な支援についてでございますが、平成25年に施行されました障害者総合支援法の中で、障害の状態に応じたきめ細かいサービスを提供するための調査が必須事項となりましたので、現在、障害福祉サービスを必要とする障害のある方全てについて調査を行っているところです。また、サービス開始後1年を機に、サービス内容の適否や見直しの要否について、戸別訪問でのモニタリング調査の実施や、さらにサービスの認定期間の終期が迫っている方には、更新の申請がおくられてサービスに切れ目が生じないように、早い段階での更新案内に努めているところでございます。

次に、町の安心と安全な生活を推進する観点からの御質問ですが、四十数年ぶりの大雪のため水道管の破裂が起り、その対応作業中、空き家の特定が困難であったが、空き家対策の現状と今後の見通しはどうかという御質問ですが。

放置すれば、倒壊したり、周辺の環境保全に不適切な空き家についての対策を進めるため、国において空き家対策等の推進に関する特別措置法が制定され、平成27年5月26日に施行されました。この法律に基づく特定空き家の定義は要約して次の4項目です。1、保安上危険となるおそれがあること。2、衛生上有害となるおそれがあること。3、景観を損なっている状態。4、放置することが不適切である状態。これらに該当するかの参考となる判断基準は、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針が国から示されており、例えば、保安上危険では柱が傾斜しているや屋根が変形しているなど、個別の状態の例まで記載されています。

町において平成25年に実施した空き家の調査は、法律の施行とこの指針が示される前であったため、敷地内に立ち入っての詳細な調査ができておらず、特定空き家に該当するかの判定もしていない状況です。町の調査では外見から見た場合の状況であり、その上で倒壊の危険があると思われる建物の所有者、管理者には適正な管理をしていただくよう文書でお願いをしております。調査から既に2年以上経過しており、その後の状況においても変わっている事例がある可能性がありますので、今後においてはおおむね3年程度をめどに、自治会からの情報提供をいただき、場合によっては立入調査も可能となっていますので、実態調査を行っていくべきと考えています。また、その際に得られた個別の情報は、必要に応じ、水道課や建設課等の関係課とも共有し、業務に役立てたいと思っております。

次に、交通事故について、都市部においては自転車事故の増加が顕著である。このような状況の中にあつて、自転車事故保険の加入率の向上を推進する考えはないかという御質問ですが。

議員御指摘のとおり、交通事故の件数は減少する中で、自転車にかかわる事故については社会問題として取り上げられる機会が増えつつあります。川棚警察署管内においても、平成27年中に発生した交通事故905件のうち22件が自転車にかかわるもので、人身事故が6件、物損が16件となっています。また、人身事故では死亡事故の1件も含まれています。もしも自転車の運転者が加害者となり、相手方に損害を負わせた場合、損害賠償請求される可能性があり、義務化されていない自転車保険に加入していない場合は大きな負担となる可能性があります。

他の自治体においては、自転車の安全な利用の促進に関する条例等を制定し、保険の加入を努力義務として規定しているところもあります。本町におきましてはこれまで保険加入の推進をする対応はとっておりませんが、自転車事故の確率は低いとはいえ、もしものことを考えた場合、保険の加入は非常に重要なことだと思われまますので、住民に対する啓発等は進めるべきと考えています。

次に、施政方針について。窯業人材育成支援事業について。

募集状況、採用決定までの経過はどうなっているのかという御質問ですが。

今年度新規事業としてスタートしました窯業人材育成等産地支援事業の人材確保・育成対策事業は、深刻化する生地業等の後継者不足対策として、県、町、業界が一体となってその育成支援を図ることを目的に研修生を全国公募し、その生活費を補填するといった画期的な

研修制度であります。制度の周知と募集については、事業主体であります波佐見焼振興会をはじめ、町や県のホームページで行い、あわせてフェイスブック広告も利用しました。

期限までの応募件数は6件、うち面談者は4人で、面接には波佐見焼振興会長をはじめ、窯業技術センター所長や受入先の生地組合関係者などの複数で行い、応募動機や適応性など総合的に判断し、3人の採用を決定されたとのことでもあります。

次に、3名の支援と聞くが、現在の状況はどうかという御質問ですが。

合格した男性2人、女性1人の計3名は、まず長崎県窯業技術センターでの基礎的研修を経て、現在は泥しょう鑄込みや圧力鑄込みといった町内3カ所の事業所で生地製造に関する知識や技術の習得のため、日々研さんに励んでおり、先般、私もその職場を訪問し、激励してきたところであります。研修先の事業所では、日々の生産の傍ら、知識や技術を伝えようと真剣に指導していただいております。研修生もなれない初めての場所や体験に戸惑いながらも、いずれも真剣に取り組んでいる様子でありました。

次に、生地業や石膏型業の後継者育成支援とあるが、今後も変わらないのかという御質問ですが。

そもそも事業創設の発端は、不足する窯業人材のうち、とりわけ後継者不足が最も深刻な生地業や石膏型成形業の人材育成と確保が目的であったことから、当分はこれらの業種を中心に事業を推進していく所存であります。なお、事業が軌道に乗って一定の成果が得られたときや、もっと深刻な人材不足の窯業関連事業などが発生した場合は、そのときの状況に応じて、新たな人材発掘につながる研修制度となるように検討すべきと思います。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

ありがとうございました。それでは質問に入らせていただきますけれども。

障害のある方には、それぞれ身体障害手帳、療育手帳、精神障害者保護福祉手帳と3種類あると聞きますけれども、その手帳をお持ちの方は本町にはどのくらいいらっしゃるのか。中には数年ごとに適宜再判定というのがありまして、人数が変わる場合もありますので、およその数でよろしいですけど。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますが、3障害のそれぞれの手帳所持者の数をお尋ねだったと

思います。これはことしの2月末現在の数字でございますけれども、身体障害者の方が851名、それから知的障害者の方が167名、精神障害者の方が68名となっております、全体で1,086名となっております。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

今の社会状況を考えますと、その数は増える方向にいくんじゃないかと、そう思うんですけども、本町の知的障害の子を持つ親の会である波佐見町手をつなぐ育成会、それと、身体障害者本人とその家族が会員となる波佐見町身体障害福祉会というのがありまして、それぞれ親睦と融和を図られているわけでございますけれども、その数がなかなか会員数が増えないという現状もあります。

そこで、手帳をお持ちの方の何%ぐらいがこの二つの会に入っておられるのか、お尋ねします。それと、多分少ないと思いますので、今後の強化していくための施策がもしあられたらお願いします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの身障福祉会さんと手をつなぐ育成会さんですね。はっきり詳しい数がよくわかっておりませんが、恐らく身体障害者福祉会の会員さんは大体120名ぐらいだったと記憶しております。それからいきますと、全体数での割合は約14%ですね。それから、手をつなぐ育成会さんが四十四、五名だったと思います。知的障害者の方の全体数からしますと、約26%程度になろうかと思えます。

なかなか会員さんが増えないという状況も聞き及んでおりますけれども、住民課のほうでは、手帳を申請されまして交付する際に身障福祉会さんのチラシも一緒にお渡しするようにしておりまして、もしよければこういった身体障害者さんのお話を聞いてみられませんかということで御紹介はしております。それは手をつなぐ育成会さんの紹介もしかりでございます。

以上です。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

パーセンテージでいうと少ないと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、会員の方たちは研修会を行ったり、運動会、あるいはグラウンドゴルフ等を通じてお互いの親睦を図っておられます。その会員数は減っており、新しく会員になられる方も少ないと聞きます。

そこで、今おっしゃったように、手帳取得のためには必ず役場に来られるんですから、窓口においてぜひ御案内をしてもらえたらと思います。今、説明がありましたので、次に行きます。

国の制度には、医療費の助成制度や支援制度、また、日常生活支援、経済的支援、そのほかにも税制上の優遇措置などいろいろな施策がありまして行われております。本町ではそれらの説明をしたり、申請手続や相談に乗って、いろいろなところに紹介するというようなことをやっておられると思うんですけども、まだまだ不満だとおっしゃる方もいらっしゃるんですけども、今後の日本を考えた場合、今以上の助成支援を望むのは無理ではないかと思っ、そこで大事になってくるのが役場の対応ではないかというような思いがしております。

特に担当者の説明する態度だと思うんですけども、制度は、先ほど町長がおっしゃったようにころころとといいますか、こういうような形で変わっていきます。その中で対応が難しくなり、制度などをしっかりと身につけることも難しいと思うんですけども、また時間も要ると思うんですけども、相談に来られる障害のある方は、それ以上に不安であったり、心細い思いがして来られるわけですね。と思います。

そこで、制度的なことは国が決めたことが多いでしょうし、町独自の制度というものも難しいと考えられる以上、担当者の対応の仕方がより重要なことではないか。他のことで忙しかったり、たまたま係の人がいなかったり、そういうこともあると思います。課の増員を図っての対応も一つの考え方だと思いますが、また対応の仕方を変えてみるというものがあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

窓口対応の件で御質問があったと思います。確かに障害者の方々には不安な気持ちで窓口に来られる方が多いというふうに感じております。窓口対応する職員についても、そこはもう十分理解をしております。来られましたら、一応といいますか、カウンター越しではありませんけれども、身体障害者手帳を所持する際には、約30分ほどかけて、いろいろな福祉のガイドブックを一緒に見ながら、こういった制度になっておりますと、助成制度についても

こういうものがありますということで、一応、対応については時間をかけながらやっていると思いますけれども。中にはちょっと窓口対応で少し不適切な言動があったりして御迷惑をおかけしているところもあるかと思っておりますけれども、そういう点につきましては、今後、十分指導をしてまいりたいと思っておりますし。課の増員ということでの話もありましたけれども、なかなか今の人的体制の中ではそれぞれが分担分担の仕事を持っておりまして、ほかからのサポートというか、そういうことはちょっとできないような状況もあるわけでございます。しかしながらも、職員一丸となって、助け合うべきところは助け合いながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

現在頑張っておるところはよくわかったんですけども、制度の説明を完璧にやるのももちろん、それ以上に大事になるのが、担当者の優しさや心のこもった対応じゃないかと、そういうことを思います。相談者の相談の内容もそれぞれそのたびに違うと思うのです。現在、今おっしゃったように頑張っておられるということは重々承知しておりますけれども、今以上に懇切丁寧な対応をお願いしたいと思っておりますけど、もう一度お願いいたします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの件につきましては、窓口の職員だけではなくて、全ての職員が懇切丁寧に対応ができますように今後とも指導してまいりたいと思っております。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

人は仕事によって成長し、仕事は人を育てという言葉もありますので、ぜひ、福祉課の方には頑張ってもらって、障害のある方に信頼、信用してもらうような形をとってもらったらありがたいと思います。

次に行きます。空き家対策のことなんですけども、これは今、町長がおっしゃったように制度ができまして、いろいろな形で空き家対策に取り組んでいかれると思うんですけども、一番大事なことといたしますか、この空き家対策は、今の人口減少、高齢化社会等、日本の国のあり方を問う象徴的な問題ではないかと、そういうような形で認識しております。1,500人から1,100人になるという、きょうの推計も出ておりますけども、家屋の再生だけでは解

決せず、減少するこの4,000人分の家屋の跡利用といたしますか、そのままの利用と、いろいろな利用の仕方があると思うんですけれども。こういうことを考慮しながら、きょうのその形といたしますか、分散した家屋、集落の再生、あるいはそういうことを考えて計画をつくるのか。それとも、今はやりといたしますか、選択と集中という考えから、コンパクトシティに代表されるような町の再編を考えていかれるのか、町の基本的な空き家対策の説明をお願いします。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

私の総務課のほうでは、いわゆる危機管理という部門から空き家の担当をしている部門でもありますけれども、基本的には空き家をどのように再生をしていくか、あるいはどのように活用をしていくかという部門ではなくて、私どもが担っているのは、危険な空き家に対して、どのように住民に対する安全を守っていくかという部分において担当しているところでございます。現在のところでは、空き家の再生のほうではなくて、危険な空き家の対策をどのようにしていくかという具体的な計画をつくってはおりません。今後においても、まだ少し様子見という形でありますけれども、そういったものをどのように対応していくかというよりも、まず住民に対してどのように安全を確保していくかという部門をまず考えておまして。そういった中では、前回調査をいたしました空き家の中で、倒壊とか崩落とか、そういった危険があるような建物も確認をいたしておまして、そういったものがすぐさま住民に危害を与える、あるいは危険な状態になるというようなことであるものについては、若干掌握はしておりますけれども、まだ、すぐさま人に影響を与えるというような部門があるようなところが数少のうございますので、文書によります警告といたしますか、安全な対策をしてくださいよというようなところまでのお願い程度にとどまっております。

今後のそのコンパクトシティとか、そういったものの中に入っていきますと、幾分その空き家の活用といたしますか、そういった部門まで及んでくると思いますけれども、そういった部門については、また企画の担当のほうで空き家の再生、あるいは活用、そういったものの方策になってくると思いますので、私のほうとしましては、総務課のほうとしましては、危険な空き家の安全な管理といたしますか、そういったところの考え方で今のような施策を進めているという状況でございます。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

私が聞きたかったのが、もちろん今の空き家、またここ数年ずっと増えていくと思うんですけども、それじゃなくて、全体的なこと、総合計画にも、あるいは町の計画にもあると思うんですけども、1万5,000人を1万1,000人にされると、されるって、そういうふうになるんじゃないかということで、自然に4,000人分の家屋が残っていくわけですよね。残るだろうとも考えられるわけですよね。そういったときに今の状態をやっていくのがなかなか困難じゃないのかと。だから、総合的に空き家問題をそういう形で捉えてもらって、波佐見の形といたしますか、波佐見の町がどういう形になっていくのかというのを、ちょっとお聞き、町長、よろしいでしょうか。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

空き家の再生活用というようなことですが、一番問題は相続の件なんです。だから、もう、この個人の所有権といたしますか、相続権。こんな民法の一番がんじがらめでこれが一番困っている。動きがとれないんです。中尾の登窯で140人を追跡して相談をしているわけですね。もう1件の空き家があったと。そしたら、その相続をずっと末代まで追求していかないかん。その費用対労力、エネルギーは膨大なもので。

しかし、そういう時間、これはもう日本全国の、我々の全国町村会でもこの問題は、空き家の問題だけじゃなくして、ほとんど道路とか、例えばいろいろな史跡とか、そういう中をちょっといじるだけで、全部所有権者の相続の人たちの了解を得ないかんわけですよ。ところが、やりたいことも全くできないし、そして、それだけのエネルギー、労力を使って、前に進まないという。この法律を変えんことには何もできないなという状況で。

しかし、今までの先輩たちのいろいろな機関の話を聞くと、もう法務省では門前払いだと。これではどうしようもないなというようなことで、何とかして6団体で話し合いをしようかと、まだ、今そういう段階で。今のこの法律が残っている限りは、どこの町でもそのような空き家が出てても手が出ないというのが。だから、生存中にその所有者の名義がきちんと、相続もやって町に寄附するとか、いろいろな形できちんとしときさえすればいいんですけど、所有権者が亡くなって、相続権がある人がいると、ずっとその人たちの判こをいただかないかと。とても手も足も出ないというのが実態ではないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

今、その難しさとか、わかったんですけども。国も全国で500万戸と言われるような、もっと正確な数は多いのかもしれませんが、これからはそういった空き家に対する処分の仕方や行政撤去とか、そういう話も出ております。もちろん法律ですから先になると思うんですけど。

27年の5月から施行されましたということで、空き家対策特別措置法というのが先ほど答弁でありましたけれども、これの一番大事なところは、今おっしゃったような、所有者、管理者、あるいは相続者も入るのかもしれないですけども、より早く相談されて、処分なり、売却なり、壊すなりされたほうが、税制上といたしますか、そっちのほうも有利になるようことも書いてありましたけども、調査をされたので、役場のほうに相談に来られた方はいらっしゃるのでしょうか。また、今後、その対策といたしますか、そういう形で周知をしてもらって、とにかく相談に来てくれと、相談したほうがいいぞというような形で空き家対策をやってもらったらと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今の相談の件につきましては、昨年の11月ごろだったろうと思いますけれども、いわゆるその危険と思われる空き家の所有者に対して適正な管理をしてくださいという文書でのお願いを出しております。これが6件ほどお出しをしたんですけども、お出しをした中には、窓口にお見えになって、空き家の解体について相談をされた方がお二人いらっしゃいました。お二人の状況をお伺いしてみると、解体をしたいという意向はあるんですけども、やっぱり資力の問題、解体の費用が非常に大きいのでなかなか実際に手をつけることができないというような相談が多うございました。

そういった状況において、今後どのような対応をすればいいんでしょうかという相談もあっておりまして、私たちとしましては、まだ制度的にその財政的な支援をする制度もありませんし、それから、直接町が執行をする、解体の手助けをするということもなかなかできないものですから、そういった状況を説明をした上で納得をしていただいたところであります。また、財政的なものからいえば、現在では民間の金融機関が解体の費用についての貸付制度がありますよとか、そういったものもありましたので、そういった状況をお伝えした、その程度にとどまっている状況でございます。

それから、相談の窓口につきましては、いわゆる解体、あるいは危険な空き家に関する管理の窓口については総務課のほうで設けておりますので、そういった中で、もし相談等があるようであれば、こちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

今のを聞いて思うのは、空き家の所有者、管理者、あるいは関係の方が今度の空き家対策特別措置法の流れというのをまだよく御存じじゃないと。税制面の優遇とか、そういうことも考えられますし、あるいは不利になるということも考えられますし、より早いほうが多分いい、いち早くしたほうがいいんじゃないかなという考えがありますから、そういった人たちには周知をよくしてもらって、とにかく相談に来てくれという形をとったほうがいいんじゃないかというような気がしておりますけども、この辺の手法があったらお願いいたします。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在まで行ったところにつきましては、外見から見た中での危険と思われる空き家に対して文書で通知をしたところまででございます。それから、それ以外の空き家等の対策に関しましては、まだ法律の施行、そういった趣旨についての周知はなかなかできていないところでございますので、今後におきましては、そういった、それ以外の危険ではないけれども、今後またそういった危険になるおそれがあるような住宅の所有者に関してもそれなりの周知なりお願いをしていく。あるいは、また一般の住民の皆さんにも、こういった法律が施行されましたよという内容の趣旨については広報等で周知をしていくべきだというふうに思いますので、できるだけそういうふうな対策をとっていきたいと思います。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

わかりました。よろしく願いいたします。次に行きます。

この自転車事故ですね。これは今、答弁にもありましたように顕著になりまして、特に自転車と人の場合、特に事故が多発しているのは安全であるべき交差点と申しますか、信号のある交差点、そういうところが油断があるのか、そういうところでは多いと。特に被害者になる人が年を老いた人といえますか、体の弱い人といえますか。それと、加害者になる人は若者といえますか、自転車で飛ばす人が多いと聞きますけども。

この答弁にもありましたように、加入率の向上を推進するのはなかなか難しいでしょうけども、今現在、波佐見町も自転車通学、通勤、朝なんかを見ていると、中学生あたりは整然と一列できちんと自転車運転をしているので安全だと思うんですけど、その辺の学校関係のほうも、小学校は自転車に乗っていいのか、駄目なんですかね、自転車はですね。そして中学生のその指導のほうは、どのように今後も事故の例を教えたりしてやっていかれるのかをお聞きしたいんですけども。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

小中学校のそういう状況はどうかという御質問だろうと思います。

小学校につきましては、4年生以上につきましては自転車教室等を開きまして、その自転車教室にパスしたものについてを乗せていると。特にヘルメット着用、そしてルールの練習、そういうふうなものをしっかりと身につけさせて乗せているという状況でございます。

小学生も中学生もですが、事故が発生をいたしましたその事例等を含めて、捉えて、学校で事例指導というものを必ず行います。こういう事故があつて、原因はこうだったというふうなものをしっかりと児童生徒に伝えながら、事故の恐ろしさ、あるいは安全ルール、安全にルールを守りながら自転車の運行をすることの大切さ等々について常に行っています。先ほど言いましたように、事例が発生したときは、即時にそれを指導に生かすということは各学校行っていることでございます。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

本当にこの自転車事故というのが、刑事上も厳しくなってきたし、民事上も考えられないような額の請求があつたり、払つたりということがあつておりますので、ぜひ、この保険の加入率あたりも皆さんに周知してもらって、特に学校関係はひとつよろしく願いいたします。

次に、3番、施政方針についてですけども、窯業人材育成支援事業ですね。これは先ほど町長も見て回つたと、視察に行ったというお話があつたんですけども。この3軒とも、私もよく知っておりまして、いろいろ尋ねたんですけど、1年周期で、1年間の研修制度で、1年で再更新とか、その後やるとあるんですけども、その事業者の方がおっしゃるのは、やっぱり1年ぐらいではというようなお話が多いわけですよ。その辺の、多分10月ぐらいから

始められて、まだ半年もならなくて、いろいろ試行錯誤されると思うんですけども、その1年という枠は更新という形を進められていくのか、その辺をお願いします。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

今年度スタートいたしましたこの人材育成支援事業につきましては、基本的には、先ほどおっしゃいましたように1年間の研修期間というふうにしておりますが、本人が希望すれば、最長あと1年はできるという、制度上はございます。ただし、振興会、あるいは業界の方の御要望として、やはり底辺といいますか、裾野の広がりを期待したいということで、できれば新規の方を研修生として受け入れて広げていきたいというふうな御要望があるようでございますので、そこら辺は今の研修生の希望等をお伺いしながらも、そういった方向性で進めていきたいということでございます。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

今、よく聞いてわかったんですけども、そういった場合に、事業所は結構難航したとか、手を挙げる人がなかなか少なかったと聞きますけども、事業所あたりは一緒にするわけですか。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

研修先につきましては、1カ所に固定ではなくて、例えば、その研修生が違う研修場所を要望したりすれば、ある程度研修生の要望には応えていきたいと思いますが、ただし、どうしても仕事をしながらの研修先になりますので、そういった受入先というのが非常に限定的になるのかなという感じがいたしております。ですから、そこら辺は受入先と研修生のうまくマッチングができればいいのかなという感じがいたしますが、調整が難しいところではございます。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

もう最後になるんですけども、いつも言われているように、窯業関係の後継者不足、あるいは若手の人材が少ないということはしょっちゅう言われておりますので、人材育成支援事業は3年間続くと、去年おっしゃっておられましたけども、ひとつよろしく願いいたします。

して終わりいたします。

○議長（川田保則君）

以上で、2番 中尾尊行議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時49分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 太田一彦議員。

○8番（太田一彦君）

おはようございます。通告に従いまして質問に入りたいと思います。

1、産業振興について。

（1）平成28年1月31日から2月8日まで、東京ドームで開催されたテーブルウェア・フェスティバル2016は、波佐見焼として今回で11回目の出展となります。「カジュアルリッチ暮らしのアトリエ」というテーマで、14社の窯元と4社の商社が波佐見焼ブースで注目を集めました。売上高も昨年対比約20%増と、知名度及び人気アップしてきていると思われまます。今後この勢いを緩めることなく、さらなる官民一体となった取り組みが必要と思いますが、具体的な取り組みをどのように考えておられるのか、伺います。

（2）波佐見焼の知名度及び来町者はアップしてきている一方で、陶磁器産業の個社の経営環境は厳しい状態であり、特に人材が不足してきております。対策や支援策をどのように考えておられるかをお尋ねします。

（3）波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の中で、陶磁器産業における課題として、新技術を取り入れ、原料の確保や陶磁器製造工程の低コスト化を図る必要があると記載されておりますが、具体的にはどのようなことなのかをお伺いします。

（4）産業振興のための条例化について。本町では平成25年9月議会において、議員発議により、波佐見焼の器で乾杯を推進する条例を制定しました。全国では今、食と農に関する条例が次々とつくられています。本町ももう一步踏み込んで新たな条例をつくってみたいかどうか。

2、教育行政について。

兵庫県では青少年のスマホ利用について条例化されました。これはスマホ依存症の青少年が増え、過度の利用時間を防止するためと危険等を防止するための利用方法に関する条例であり、友達や親子間などにおいて利用時間や利用方法に関するルールづくりが行われるよう、そのための支援を県民に義務づけるものであります。

現在スマホが普及し、小中学生の持っている割合が増えています。本町ではどの程度の割合で持っているのか。問題等は起きていないのか。また、本町においてもこのような事案が出てくるものと考えられますが、どのように捉え、対応していかれるのかをお伺いします。

次に、施政方針について。

上水道、下水道の整備について。近年、温暖化等の影響により水道水源の水質悪化が進んで、浄水場へ取水できる原水の確保が難しくなっている。そのため、浄水能力の増強が急務であり、浄水施設の改善に向けた前処理施設の建設を平成28年度に計画しているとありますが、具体的にはどのようなことかをお伺いします。

また、老朽化により施設更新の計画を進めるとありますが、どのような計画なのか。また、さらに以前から確保している井石水源の活用策はあるのかどうかをお尋ねします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、産業振興について。

東京ドームでのテーブルウェア・フェスティバル2016では、「カジュアルリッチ 暮らしのアトリエ」というテーマで、窯元と商社の18社が出展し、売り上げも対前年比20%増で、知名度もアップしている。今後も官民一体となった取り組みが必要だと思う。具体的な取り組みをどのように考えているのかという御質問ですが。

東京ドームで開催されるテーブルウェア・フェスティバルは、陶磁器産地が一堂に会する国内最大級のイベントであり、首都圏での情報発信力を有する最高の場所ではなかろうかと思えます。今回の入場者が約28万人で、対前年比3%増であったことに対し、議員がおっしゃるとおり、波佐見焼ブースの売り上げは20%増となり、私も2月1日に現場を訪ねてみて、非常に多くのお客様がお見えになり活気のあるコーナーとなっており、他の産地を圧倒する

ようにぎわいに驚きとともにうれしい限りでありました。これも波佐見焼産地として、商社と窯元が一体となり、つくり手である窯元を前面に出して、消費者の声をじかに作品に反映させてきたチーム波佐見の勝利である。ただし、時代の流れを敏感に感じて常に進化する努力を怠らないようにと、イベントの総合プロデューサーから称賛と激励の言葉をいただいております。

官民一体となった今後の具体的な取り組みについての考えはどうかという御質問ですが、これまで波佐見焼振興会を中心に県や町とともに取り組んできたもろもろの事業の検証を行い、不足する部分は何なのか、時代を読んで先手を打つべきことは何なのかなど、常に情報の収集と交換を行いながら取り組むべきであると考えます。そして、それぞれが持つ広範囲な人的ネットワークを駆使して、これまで思いもつかなかった分野での事業展開も考慮すべきではないかと思うところです。

幸いなことに波佐見焼振興会を中心として、毎月1回、行政、業界、関係団体の事務局会議が行われており、それぞれが持つ情報の共有により、事業の連携と進むべき方向性の確認が絶えず行われております。御指摘のようにこの勢いをとめることがないように、官民一体となった産地PRは当然のことであり、連携をとりながら、なお一層取り組む所存であります。

次に、波佐見焼の知名度及び来町者はアップしてきている一方で、陶磁器産業の個社の経営環境は厳しい状況である。特に人材が不足してきている。その対策や支援策をどのように考えるのかという御質問ですが。

経済のグローバル化や少子高齢化、人口減少社会の状況では、陶磁器産業に限らず、全ての産業において経営環境は常に厳しいものがあるのではないかと思います。御多分に漏れず、本町の基幹産業である陶磁器産業においても、人材不足など経営環境は厳しいものがあり、特に生地業や石膏型成形の後継者不足は深刻であると認識しております。このことから、県の支援をいただきながら、今年度から窯業人材育成等産地支援事業という新たな研修制度を創設し、生地業等の後継者育成支援を図ろうとしているところであり、現在3人の研修生が研さんを積んでいるところです。

新年度においても本事業を継続して新たな研修生を募集することにしております。なお、人材の確保には、魅力ある職業や職場であることが大前提であり、これには本人の適格性のほか、賃金などの雇用条件や労働環境などが考えられ、これら事業所単位で取り組む経営環

境に対して町でできる支援策には限界があると考えます。ただし、国や県が行う人材育成や施設整備などの各種支援策については、町としましても情報収集に努め、各団体への周知に努めたいと思いますし、直接関係団体へ流されてくる情報もあろうかと思しますので、常に連携をとりながら、側面的な支援をしてまいりたいと思います。

次に、地方創生総合戦略（案）の中で、陶磁器産業における課題として、新技術を取り入れ、原料の確保や陶磁器製造工程の低コスト化を図る必要があると記載されているが、具体的にはどのようなことかという御質問ですが。

陶磁器産業に最もかかわりの深い議員に御説明するまでもないと思いますが、陶磁器の原料である陶石の主産地である天草では担い手不足に陥っており、今後の原料調達が危惧されています。特に質の高い陶石ほど採取が困難な場所となり、その産出量が減少していると聞き及んでいます。また、さきの御質問にもあったように、窯業界においての人材不足も課題であり、これに対処するためには人材育成はもちろんのこと、製造工程における省力化や低コスト化、いわゆる機械化や新たな設備の導入などを進める必要があるということ述べているところです。

具体的に申し上げますと、量は十分確保できるものの、耐火度が低く、従来の焼成温度1,300度では商品化できなかった陶石や、鉄分などの不純物が多く、これまで余り使用されてこなかった陶石について、不純物を除いた上で、従来よりも低い焼成温度でも一定の強度が保たれる陶土への改良が現在窯業技術センターで進められており、技術の確立が求められています。

また、低コスト化、省力化に関しては、これまでの燃料消費が3から4割も節減できる省エネタイプの焼成窯について、既に何軒かのメーカーで導入されているところであり、さらには製造工程で釉薬を施す作業の機械も開発され、既にデモンストレーションも行われて、導入する町内事業者の存在も聞いています。

総合戦略では、課題としてこのような取り組みの必要性をうたったものです。

次に、産業振興のための条例化について。全国では今、食と農に関する条例が次々とつくられている。本町ももう一步踏み込んで新たな条例をつくってはどうかという御質問ですが。

本町の議員発議による波佐見焼の器で乾杯を推進する条例に代表されるこのような条例は、その町の産業の振興を推進し、経済の活性化により地域の活力を創出し、雇用機会を拡大するとともに、住民生活の向上に寄与するため、全国各地でさまざまな条例が制定されている

ところであります。また、食と農のまちづくり条例においては、地域資源の活用と住民の健康を守る地産地消、食の安全、環境保全等を基本とした食と農のまちづくりと食育の実践を推し進めることなどを目標として制定されているようです。

本町におきましては、平成25年6月に策定した第5次波佐見町総合計画や、現在策定中であります波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、商工業、農業及び観光の振興により町の活性化を図っていくことを目標に掲げており、条例化を推進すべきところではありますが、本町は水稻中心の土地利用型の農業であり、農産物の多品種量産化が確立していない現状では、御提案のような条例はそぐわないかと思えます。しかし、本町の活性化やPRのためになるような条例は研究の余地があると思えますので、議会でも研究し、御提案いただければ幸いです。

なお、産業振興と関連するかと思えますが、圧倒的多数を占める小規模企業は、就業機会の提供や地域住民の生活の向上、新たな産業の創出など、地域の経済基盤や社会基盤を支える存在であり、その重要性を踏まえ、本県では長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例が平成27年4月1日に施行されました。本町としましても、小規模企業の地域経済の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、これらの振興を図る条例の制定について検討中であります。あわせて東彼商工会からも小規模企業振興に関する条例制定に関する要望書が提出されていることを申し添えておきます。

次に、施政方針について。上水道、下水道の整備について。上水道では前処理施設の建設を平成28年度に計画しているとあるが、具体的にはどのようなことか。また、老朽化により施設更新の計画を進めるとあるが、どのような計画か。また、以前から確保している井石水源の活用策はどうするのかという御質問ですが。

現在、水道水量としては、配水量に対して原水の量自体は満足している状況であります。近年、地下水以外のどの水質も富栄養化が進み、青々としています。これは微生物の大量発生による水質悪化により、濁度、色度ともに年間を通して高くなっており、特に渇水期には、原水は確保していても取水制限をしているところでもあります。

平成25年8月末に小雨と気温上昇により水道水に色がついたことがありました。これは湯無田水源に大量のラン藻類の生物が異常発生したため、ろ過膜が機能しない状態で、鉄、マンガンが除去できずに消毒液である塩素と化学反応を起こし、水道水に黄色の色がついたものです。このことから、湯無田浄水場に前処理機械を導入し、原水の水質の改善を図るもの

です。前処理機械の導入と凝集剤の併用により、濁度及び色度の原因である生物を沈殿させ、緩速ろ過池への侵入を阻止し、生物の異常発生によるろ過池の無酸素状態を防止することにより、全体的に濁度、色度が低くなるため、年間を通してきれいな原水の確保ができるようになります。

また、老朽化による施設更新を進めるとは、毎年老朽水道管の計画的な入れ替え、浄水施設の取水ポンプ等の耐用年数を経過したものや経年劣化による故障の発生により更新をしているものです。井石水源については日量1,000立方メートルの水量がありますが、これは工業用水として国の認可を受けているものであります。

なお、仮に水道水として使用する必要が生じた場合には、国への変更手続きを行い、許可を得る必要があります。ただし、水不足等の緊急時において予備水源として利用できるよう、井石郷の重山陶器前まで配水管の布設を行っているところであります。

教育行政については教育委員会より答弁があります。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

太田一彦議員の御質問にお答えをいたします。

教育行政について。兵庫県では青少年のスマホ利用について、過度の利用時間の防止や危険防止のためのルールをつくることを義務づける条例化がされた。現在スマホが普及し、小中学生も持っている割合が増えている。本町ではどの程度の割合で持っているのか。問題等は起きていないのか。また、本町においてもこのような事案が出てくることも考えられる。こうした問題をどのように捉え、対応していくのかとのお尋ねですが。

まず、本町の小中学生の携帯電話、スマートフォンの所持状況ですが、平成27年度の調査では、小学生の所持率が、町内全学年の平均で21%、うちスマートフォンの割合が32%で、中学生は所持率29%、うちスマートフォンを81%の割合で所持しております。

その状況の中で問題行動が起きていないのかとのお尋ねですが、現在のところ、学校生活に支障を来したり、児童生徒個人が悩み、苦しむといった重大な問題に発展する事案は報告されておりませんが、ゲームなどに没頭し生活のリズムを乱す者、ラインのやりとりをしている者、ゲーム機の貸し借りによるトラブルなどの状況が見られるようであります。

この携帯、スマホの普及現象は今後ますます広がっていくものと考えられます。と同時に、議員御指摘のように問題発生も深刻度が増すものと考えられます。このような事態を受けま

して、学校としましては、携帯、スマホ等の普及による児童生徒の被害の防止を図るため、教科による情報モラルの指導、事案発生を受けての随時指導、長期休業日前の全体指導、専門講師を呼んでの講習会等の日常的な指導を意図的、計画的に実施しております。また、保護者に対しても研修会や講演会の実施、学年、学級懇談会、PTA総会等の場を利用した啓発指導、さらには学校、学級便りなどの通信を利用した啓発等を行い、防止に努めているところです。

また、県としましては、この携帯、スマホ等の問題については重要かつ喫緊の課題として受けとめ、県子ども政策局子ども未来課において、「親子で考えましょう、ケータイの正しい使い方！～大切なあなたを守るために～」や「子どもをネットトラブルから守るために」等を発行し、スマホ依存症、メール等のトラブル、SNSやブログ等の落とし穴等々による危険から子供たちや保護者を守るためのパンフレットを作成しており、学校や家庭においてそれらを活用した指導も行っております。

さらに波佐見町の保護者においては、携帯、スマホ等の問題は、最終的には与える保護者の責任や管理にあることの重大さを真摯に受けとめ、町PTA連合会が中心となり、その正しい利用の推進と被害防止を図るための共同宣言リーフレットをつくり、その防止に努めているところであります。

このような状況下にあつて、教育委員会といたしましても、義務教育の段階では、持たせない、使わせないという基本的な姿勢は持ちながらも、とめることのできない携帯、スマホの普及の現状を現実的課題と捉え、いかに安全、効率的に使わせるかの指導にも力を入れていくことも重要であり、さきに述べた県の指導等を取り入れながら、学校、家庭との連携を密にし、児童生徒をこの危険性から守ることに努めてまいりたいと考えております。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

丁寧な答弁をいただきました。本当にありがとうございました。

順番を変えまして再質問させていただきたいんですけど、教育行政のほうから質問をさせていただきたいと思います。今、教育長のほうから説明がありまして、いろいろな取り組みをされているということをよくわかりました。

そこで、最も私は大切だなと思ったのは、保護者のやっぱり姿勢だと思います。これについてはですね。保護者の研修会等を開かれているということですが、この保護者の人たちの

出席率といいますか、どの程度の出席をされているのかなど。やはりこれはもう大人のほうの意識が高くないと、子供たちに対しての与え方、使わせ方、そういう部分って非常に影響すると思いますが、かなり今の御答弁の中では、PTAのリーフレットをつくったりとかなんとか周知を図っていらっしゃるんですが、その辺のところはどうなのかですね。研修会の出席率あたりのことですね。

それと、波佐見町子育て5か条というのをつくられています。これは27年でしたっけ、つくられたと思いますけども、この中でも、今回スマホのことなので、第3条の体験、我慢の中で、⑤の中にスマホ、携帯ゲームは時間を決めてというふうなことがあります。こういうものについての話をされているのかどうかといいますか、そういう確認ができていますのかどうかですね。研修会と、それとそういうものに対しての、実際家庭の中でどの程度そういうことをされているのかという把握ができていますかどうか。アンケートみたいなのをされているのかどうかですね。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

まず、出席率の問題でございますが、講演会を特別にこしらえて、設定をして行うという場合と、あるいはPTAのいわゆる保護者懇談会等を利用してする場合と、各学校それぞれまちまちでございます。ただ、これは具体的にどの学校が何%出席をしたということは数字としてはつかんでおりません。つかんでおりませんが、学校の状況を聞きますと、関心度は高い。関心度は高いけれども、学校が満足する出席率ではないという情報はつかんでおります。ですから、そういうのが校長会あたりで出るわけですが、私のほうからとしても、できるだけ多くの保護者の出席のもと講演会が行われるよう、今後努力をしてくださいというお願いはしているところでございます。

なお、子育て5か条につきましても、これもパンフレットをつくりましたので、機会あるごとにそれを活用しながら、学校としても、我々としても保護者にメッセージを送っているところでございます。そういう状況でございますので、その効果が今後あらわれてくるのではないかと思います。そのパンフレットの活用についても、今後せっかくなので、頻繁に保護者にアピールをして、そしてその内容を熟知し、それが実践されるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

非常に難しいことだと思います。先ほどの御答弁の中で、ラインのトラブルとか、ゲーム機の貸し借りのトラブルだったと思うんですけど、ちょっと全部は聞き取れなかったんですが、そういう何か事案があったときにはどのような解決法、あるいは対象の子供たちに対しての指導とかというのは、実際にはどのようにされるのかなど、こうちょっと思いましたので、もしおわかりになれば、その辺のところをお聞かせください。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

これは学校からの情報を求めましたときに上がってきた問題でございます。ゲーム機に伴うトラブルが多く発生をしている。そういう場合は、当然、該当児童生徒への指導、そして内容によっては保護者を招聘しての指導、そこまで保護者を交えての指導というところまで徹底するようにはしております。こういうトラブルでございますので、今後大きく発展しないためにも、保護者に知っていただいて、家庭での指導というふうなものも必要になってまいりますので、保護者を招聘しての指導というふうなことまで徹底するようにはしております。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

スマホとかゲーム機、それから、そういうトラブルというのがずっと続いていくと、当然いじめという問題につながりますね。今回予算にも上がっていますが、いじめ等学校問題対策会議というのがございますが、そういう場面にそういう事案というのはちゃんと上げられて、どういう処理をされているのかの報告なり、どういう対処をするというようなことを話されているのかどうかですね。その会議の中ではどういう形の結論といたしますか、各学校に対しての指導とか、どういうふうになっているのか。そのところを教えてくださいと思います。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（平野英延君）

いじめ問題等対策会議につきましては、まず、サポート会議の中で、構成につきましては、この間、答弁いたしましたけれども、学校医等も交えながらされております。そういう中で、学校長から、現在の学校の状況と問題発生等、そういったものをすぐに報告を受け、それに対する、それぞれの専門の臨床心理士の先生、大学の先生も入れておりますので、そういう

面からのサポート、指導というのを行いながら対策会議を開いております。

そういう中で、当然、今言います、スマホ等に関することも、重点的ではございませんが、出ているパターンがございます。そういったときには、今、言いますようなサポートという形での会議の進め方をしているところでございます。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

スマホの普及率、波佐見町の子供たちが持っている率というのは、私は意外と少ないのかなと思いましたが、今後ますますこれは増えていくと思います。当然この利用のほうは危険から守るという意味合いもありますので、悪いことばかりじゃないわけですけど、そういう危険から守るといのが一番の我々にとっては関心事といいますか、注目しとかなきゃいけないし、子供たちを危険にさらさないことが一番の目的だと思いますので。今後も大人がしっかりと子供たちのこのスマホなりゲーム機なりの使い方を十分にわきまえてといいますか、いろいろな、特にいじめなんかにつながらないように、あるいは、いじめが大きくなると自殺者が出たりとかします。こういう大きな問題にならないように、ぜひ指導なり、日ごろの監督指導といいますか、そういうところを今以上にやっていただきたいなと思います。

一応答弁をお願いします。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

議員が申されましたとおり、この携帯、スマホ等々の問題につきましては、一つの社会の流れ、現象としてこれをとめることができない状況にもなっているわけでございます。したがって、だめだ、だめだじゃなくて、この現象をどのように受けとめて、そして子供たちに被害が及ばないような、そういう対策というのが、我々として、教育者として、あるいは保護者として必要であるということであろうかと思っておりますので、今後家庭との連携というものもこの問題にとっては十分とりながら、子供たちを守っていく、そういう教育を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

それでは、次に移らせていただきます。

3のほうの施政方針についてのほうからいきたいと思います。

浄水能力の増強が必要だと。他市町に比べて波佐見町はどの程度のものなのかというのをちょっと知りたいんですけど、おわかりになればその辺を教えていただきたいというのと、この前処理施設についてどうしても必要になったのかどうか。これを入れておかないと、今のままじゃだめなのか。もう一度、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議員の質問にお答えいたします。

波佐見町の河川の汚れぐあい、濁度といいますけれども、これは通常5度から6度程度になっております。他町、隣の東彼杵町、川棚町を調べたところ、東彼杵町は原水が井戸水のみで、水質は良好ということです。ろ過施設は塩素の注入のみを行っている。また、川棚町につきましては、原水は川棚川、石木川、それと浅井戸、井戸水の三つを利用していると。川棚川の濁度は、波佐見町では五、六度と言いましたけれども、川棚町では10度ぐらいまで上がっているということです。これが渇水期になりますと、河川の水量が減りますので、当然この濁度は上がってきます。波佐見町でも10度ぐらいまで上がってきます。また、雨が降ったりしますと、せき等が倒れて、河川からの取水はできません。そういう場合はダムとか井石の大堤を利用しております。

前処理の必要性ですけども、先ほど町長の答弁もありましたように、平成25年の8月末に異常渇水がありまして、黄色に水道水になったということがありました。これは先ほども言いましたように、濁度が上がったということと、藻類が発生して、それが消毒液と反応して黄色になってしまったと。この前処理施設ですね。砂ろ過をするわけですけども、これをつけておればそういうことは生じないと。コンサルのほうでそのようになっておりまして、自分たちのほうでもそのように勉強をしております。

以上です。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

そうしたら、今説明していただきましてよくわかりましたけど、周りの町村と比べると、東彼杵町は、これはもう濁度はないという考え方でいいんでしょうかね。これですね。そうすると、今、波佐見が五、六度と言われましたけど、以前はもっと濁度があったんでしょうか。それとも、これは変わっていないのか。その辺のところはおわかりになりますか。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

濁度は、昔のほうはもう少しよかったですと思います。4度とか。よかったですというても、4度とかそのくらいだと思います。平常時には河川の水質は五、六度ということで、ほかのところで比べると、いい値、良好な値だと思っておりますけども、その渇水期とかなんとかに濁度が上がると、そういうふうになっております。

以上です。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

そうしたら、今回なぜ必要になったかというのがちょっとわかりにくくなってくるんですけど、そこを、その平成25年の8月の分がということなんですが、濁度としてはそんなに変わっていないとなれば、なぜ必要なんだってなってくるんですよ。

でも、ちょっと先に行きますね。その前処理施設について聞きたいので。これ、前処理施設の規模、どれぐらいの大きさなのか。屋内なのか、屋外なのかですね。それから、消耗品等、どういうものが発生するのか。それと管理の仕方、こういうものについてお聞かせいただければと思います。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

前処理機の概要ですけども、1機1,000立米を処理できる機械です。これを4機つけます。高さが2.5メートルほどあります。ろ過面積としては1機5平米となります。ろ過速度が1日200メートル、ろ材としては砂利とか砂を使用いたします。ろ材の粒径、0.8ミリから1.2ミリを使用します。これは10年から20年、かえる必要はないということです。設置するのは浄水池の屋内に設置をいたします。

管理ですけども、これは毎日職員がずっと施設を管理しておりますけども、その程度の1日1回管理する方法をとっています。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

そしたら、もう一回、要するに濁度が5から6度です。以前もそんなに変わっていないような値なんですが、なぜ変えなければならないのかをもう一回お願いします。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

なぜ前処理施設をつくるかということですが、雨が降ったときなどは、せきが倒れてしまって、使いよる河川からの取水もできませんし、また、倒れない程度であっても、結局濁度は50とか60とか、雨天のときは上がってしまいます。常にきれいな水をとるとなった場合は、この前処理機をつけとったほうがいいと。それと、ろ過池を、今、5池ありますけども、この砂がえを4年に6回ほどやっております。その回数も4年に5回とか減ると。それと、砂かきを週に何回かやっておりますけども、その回数も減ると。そういうことで、前処理施設をつけたら、そういう効果もあるということです。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

はい、今、大分わかりました。それで、その件、費用対効果の部分で、後で提出をお願いします。どの程度の費用がかさんでくるのをこの前処理施設によって大分軽減できるんだというのを数字的に出していただきたいと思います。今すぐ出せないと思いますので、後ほどお願いしたいと思います。

それでは、最初の再質問のほうに戻らせていただきます。

東京ドームのテーブルウェア・フェスティバルですね。東京ドームテーブルウェア・フェスティバルというのは1993年に始まっています。ですから、ことしで23年目を迎えるわけですが、先ほど言いましたように、波佐見焼としては11回目、波佐見焼のブースとしては11回目を数えます。最初の3年間は三川内と共同出品だったと思います。長崎県のブースだったということですね。今、波佐見焼単独になって11回目を迎えるということになりました。

カジュアルリッチって何なのかって言われるかもしれません。カジュアルって意味を調べますと、格式張らず、くつろいでいるさま。特に気軽な服装のさまとか、特に気軽な装いというのがカジュアルの意味です。そのリッチですから、それよりも1ランク上のものという意味でこの東京ドームのテーマとして出させてもらっているわけですが。

先ほど御答弁にもありましたように、東京ドームのエグゼクティブプロデューサー、今田功氏によって、11年間ずっと各窯元を回っていただいて、毎回違う商品を提案してきていると。そして、それによって波佐見焼の知名度がまず上がってきていて、その方たちが実際にこの波佐見町まで来ていただいているという現状があります。本当に物すごいことだなと思

います。

先ほど町長が言われましたように、町長が行かれたときにもすごい好評だったと。レジに物すごい列が並んで、売り場も通れないぐらいに行列ができるそうです。売り場の説明の方がブースから出ないと、とても入り切れないぐらいの人が入ってくる場面が何回かあるということなんですね。今後、その対策といたしますか、そういう混雑をどうしたら緩和できるかという話し合いをされていると思いますけども、本当にうれしい限りなわけですけど、中には余り多過ぎて、物を買わずに帰ってしまわれる方もいらっしゃると思いました。今後の対策として、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

議員御質問の東京ドームでのテーブルウェア・フェスティバルでの対応でございますけれども、私も初日から3日間、滞在させて、現場をのぞかせていただいております。先ほど申されたような状況を目の当たりにしたところでございます。先ほど言われていましたように、余りにもレジ待ちが長過ぎて、実際はお客様を逃したということも見受けられております。

そういったものに対しまして、現在レジを置いておりますけれども、最近、クレジットカード決済によるお客様が非常に多くなりまして、その対応で幾分時間がとられるという事態が発生しております。このことに関しましては事務局とも話し合いました。さらに場所のスペースの関係もございまして、レジの増設、それからストックヤードの改善、これらを踏まえて、より多くのお客様に波佐見焼を知っていただくような対応をしていこうというふうな確認をしたところでございます。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

本当に売り場が盛況で、おもしろい現象があります。ある窯元では、売り場に来られて、この物を去年2個買いましたと。また欲しくて来ましたと言われているんですけど、それ、ネットで売っているんですけどと説明されて、いや、ここに来て買いたいんだと。ドームのこの場所に来て買いたいと、わざわざ来て買われるお客様もいらっしゃるそうです。そういうふうに、やはり東京ドームのお客様というのは非常に特殊といたしますか、都心部の非常にセンスのいい方たちが来られているというふうに聞いています。

それと、今回アンケートをとられていますが、このアンケートの集計とといいますか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

今回のドームでの販売に際しまして、事務局では、お買い上げいただいたお客様の全ての方にアンケートを一緒にお配りしていたところでございます。どのようなイベントでもアンケートの回収というのは、非常に回収率は悪うございますけれども、聞いたところによりますと、レジを通過されたお客様が大体6,000から7,000ぐらいいらっしゃいますので、回収できたのが約800だと伺っておりますので、1割以上の回答をいただいております。うちファックスでいただく、従来のアナログとといいますか、そういった方が350ですから、約45%、あと、QRコードを読み込んでメール等で返信された方が440で55%。非常にこういった最新の伝達手段によってアンケートにお答えいただけるという情報も得られましたので、こういった状況を今後のPR活動に活用できればなということで改めて思い知ったところでございます。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

それほど、あれだけの大混雑の中でのそのアンケートに答えていただいて、回収もなかなかいいという、非常に。それで、ちょっと私もお聞きしたんですけど、しかも書く欄があるんですけど、皆さん、びっちり感想を書いていらっしゃるということなんですね。アンケートを書いていただいた方は、ですから、いかに注目を今浴びているかというふうに思います。

これはそのプロデューサーの今田氏も言われていますけども、これからが本当だと、本当の勝負だと。ここで緩めたらいけないということをやっぱり我々にも何回も言われます。これから波佐見焼の本当のブランド化につながる一步になっていくということを再三我々も聞かせてもらっていますので、先ほど答弁にありましたように、答弁については、もう私も満足していますので、その繰り返しとといいますか、これをさらに充実したものにしたいと思います。

そして、ブランド化につなげる。本当に波佐見焼がブランド化になっていって、そうです、ここに本もできています。「波佐見焼ブランドへの道程」というのが、こういう本も、もうこれが何冊目ですかね。こういう名称に今度変わりましたが、こういう本もできており

ますし、ますます発信するという、波佐見焼をどんどん発信して、知名度をアップし、もちろんその物自体もいいというふうにですね。三拍子そろっていけば、21世紀は波佐見焼の時代と言われるような目標をぜひ掲げていただいて、県、あるいは町のほうでも、変わらない、切れ目のないバックアップ、支援をしていただきたいと思います。

次に、これは全く逆に、今度2番目はなるんですけど、人材不足についてなんですけど、本当に人手不足、高齢化が進んでいます。もちろん、生地業、石膏業という説明がありましたけども、実は実際につくるところは全てです。特に窯元の中の、例えば絵つけをする職人の方、あるいは釉薬をかける方、そういう方の高齢化、人手不足というのはもう本当にどの会社も感じているところです。もちろん、予算特別委員会での町長の答弁にありましたように、これは企業努力が大原則です。私もそう思います。町長の答弁のとおりだと思います。

その上で可能なバックアップ支援というのはぜひ適宜行っていただきたいなど。やっぱり企業がまとまって、あるいは組合なり、理事会なりでまとまった意見ってなかなか出ないと思います。というのが、個々困っている場所、人手不足というのは違ったりとか、あるいは年齢層の差とか、いろいろあるもんですから、なかなかまとまった意見になってこないと思うんですけども。

今、生地業、石膏業でのその人材不足をやっていらっしゃる補助金ですね。こういうものがもう少し、例えば絵つけの人たちに対しての住宅に対しての補助をすとか、あるいはその年数がある程度見れるとか、そういうところをバックアップしてもらえたらと思うんですけど、具体的なこちら側のまだまとまりってというのはないと思うので、ある程度業界がまとまって、こういうものをしてくださいでないと、もう本当に行政が動けないと思いますが。常に、先ほど事務局会議も月1回されていますし、いろいろな情報を集めてもらって、何かあったら、ぜひそういうバックアップ体制をしておいていただきたいなど。

今、私も具体的に何だとは言えないのですが、ただ、確実に人手不足であるし、高齢化しているというのは間違いないことなので、その辺のところを把握しておいていただいて、何かあった場合はすぐに手を差し伸べるといいますか、支援体制を強化していただきたいなどと思います。

答弁をお願いします。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、窯業界、陶磁器産業は波佐見町の一大基幹産業でございますので、おっしゃったような問題が発生した場合には、直ちに事務局の中で情報共有をしながら、どういった対処ができるのか。町として、あるいは県、そういったものの支援をいただきながら、どういったバックアップができるのか協議しながら、全面的な、あるいは側面的な支援を考えていきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

次に参ります。4番のほうの食と農に関する条例についてです。これにつきましては、いろいろな地域でいろいろな条例があります。まず、一番最初にこれを始めたのが京都府の京都市ですね。日本酒で乾杯条例というのを始めました。これに従って、追従して、もちろん波佐見町もやったわけですが、福岡県うきは市では「お開きは、うきはの茶で乾杯条例」というのがあります。また、和歌山県みなべ町では、ここは梅干しの産地なんですけど、梅干しでおにぎり条例というのがあります。そして、愛媛県八幡浜市、ここは何とちゃんぽんなんですね。八幡浜ちゃんぽん振興条例というのがあります。そして青森県板柳町、ここではりんごまるかじり条例、リンゴを売るための条例ですね。それから青森県鶴田町では朝ごはん条例というのがございます。

各地がそれぞれ地元農産物や特産品を通じて地域を活性化しようと、食と農に関する条例を制定するという、こういう自治体がどんどん出ているということです。先ほど答弁にありましたけども、今後、特に農業関係でいろいろな取り組みをされているんですけど、なかなか物にならなかつたりとか、うまくいかない部分があるんですけども、何か特産品が出たときには、そういう条例とかませて、うまくやってみたらどうかという、これは一つの提案ですので、ぜひ、そういう部分にもアンテナを張っていただいて、活性化に向けての一つの手段として、こういう雑誌にも載ったりするものですから、まずこういうのを活用したらいいなということで、今回はこれを提案させていただきたいと思います。

時間が余りありませんけども、答弁をお願いします。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

貴重な御意見をありがとうございます。それぞれいろいろな市町の特産品を生かした条例が設置をされているようでございますけども、本町におきましては、特にそれとって全国

的にPRするような特産品も今のところございませんので、今後そういった新しい作物等ができた際には、こういったことも振興策の一つとして考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（太田一彦君）

終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、8番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時10分より再開します。

午後0時5分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、7番 今井泰照議員。

○7番（今井泰照君）

ことしに入り、気象変動や株価変動など、いろいろな意味で激動という言葉に、ここ最近穏やかな春を待ちつつ、通告しておいた質問に入ります。

まず、初めに産業の振興についてですが。

1、生地業などの後継者育成事業として3名の方が研修されていますが、現状はどうか。また、今後の方向性はどのように考えているのか、お尋ねします。

2、先般開催されました東京ドームでのテーブルウェア・フェスティバル2016や、昨年12月に開催されたはかたdeはさみにおきましては、盛況で波佐見焼の知名度も大きく向上しています。そのような場に次世代を担う後継者の視察などを行ってみてはと思いますが、どうでしょうか。

3、石膏型のリサイクルについて、大学との連携で、藻場の再生に活用する研究が進められていましたが、現状はどうか、お尋ねします。

4、野々川郷の一部の人たちで、耕作放棄地を増やさないよにということで、お茶のオーナー制度や景観を生かした観光農園などを研究しようという動きがあります。町として先

進地の視察などの支援はできないのか、お尋ねします。

次に、町長の施政方針についてであります。定住促進について、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人を育て、産業振興による雇用を創出し、子育て環境の向上を図りながら、空き家、空き工房やお試し住宅などの有効活用により移住、定住の促進を図ってまいりますとありますが、具体的に子育て環境の向上とはどのような施策を考えているのか、お尋ねします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7番 今井議員の御質問にお答えいたします。

まず、産業の振興について。

生地業などの後継者事業として3名の方が研修されているが、現状はどうか。また、今後の方向性はどのように考えているのかという御質問ですが。

今年度からスタートしました、窯業人材育成等産地支援事業の人材確保・育成対策事業は、深刻化する生地業等の後継者不足対策として、県、町、業界が一体となってその育成支援を図ろうとする研修制度であり、現在は全国公募による男性2人、女性1人の計3名が町内3カ所の事業所で生地製造に関する知識や技術の習得のため、日々研さんに励んでいます。

まずは、波佐見町や波佐見焼の概要について、窯業技術センターでの基礎的研修を経て、各事業所に移ってからはなれない初めての場所で体験に戸惑いながらも、いずれの研修生も真剣に取り組んでおり、さきに2番 中尾議員の質問にお答えしたとおり、先般、私も職場訪問して、その姿を確認し、声をかけて激励してきたところであります。

今後の方向性についてのお尋ねですが、研修がスタートして4カ月から5カ月しかたっておらず、まだ当人たちも手探りの状態であり、研修終了後の方向性など、確認すべきことはまだこれからだと思います。

町の基本姿勢は、不足する窯業人材の養成と確保が目的であることから、新年度においても引き続き継続して本事業を行うこととしており、今後事業が円滑に推進できるように改善すべき点などを業界とともに検証して、よりよい研修制度として定着させ、新たな人材発掘につながるよう努力をいたします。

次に、先般行われた東京ドームのテーブルウェア・フェスティバルや、昨年11月に行われ

た、はかた de はさみにおいては盛況で、波佐見焼の知名度も向上している。そのような場に次世代を担う後継者の視察等を行ってみてはどうかという御質問ですが。

これまでのもろもろの取り組みが功を奏して、ことし、波佐見焼の認知度とともに人気上昇し、東京ドームテーブルウェア・フェスティバルやはかた de はさみなど、一般消費者を対象にしたイベントでは、若い女性層を中心に多くの来場者があり、盛況となっておりますことは、初日の説明や、8番 太田議員の答弁の中でもお答えしたとおりであります。

このようなイベントに後継者と召される窯業界の若い担い手を対象に視察させてはどうかという御質問ですが。

都市圏で開催され盛況となったイベントに触れて波佐見焼の現状を知ること、これまで波佐見焼産業に従事する方々にとって、仕事に対する誇りを持つとともに自信につながるものであると思います。窯業界の後継者がこのようなイベントを視察することに何ら異議を唱えるものではなく、ましてや積極的に参加していただき、波佐見焼の現状を体験してほしいとさえ思います。

ただ、御質問のように、町が音頭をとり、視察を企画するという考えは現在のところありません。当事者が視察の必要性を感じているのか、何のために視察するのか、本来の目的や意識がはっきりとしているのであれば、自ら企画し、立案されるべきものと思います。窯業界に限らず、そのような意識の高い後継者は、何かを吸収しようとする場合は、自らの判断で視察などを既に実行されているのではないのでしょうか。現に出展業者で参加された、いわば窯業の担い手と言える皆さんは、消費者の生の声を聞くことにより、新たな商品開発のヒントを得て、今後の生産意欲や意識を高める絶好の機会となっており、そのことが現在の波佐見焼が高く評価されている現状をつくり出した要因の一つであろうかと思えます。

なお、波佐見焼振興会が都市圏で展開している事業や主体的に参加しているこのようなイベントにスタッフとして参加できる場合は、事務局までお申し込みいただければ、できるだけ対応がとれるように申し入れたいと思います。

次に、石膏型のリサイクルについて、大学との連携で藻場の再生に活用するように研究が進められているが、現状はどうかという御質問ですが。

陶磁器製造の過程で発生する廃石膏型は産業廃棄物となることから、これを原料や材料として有効利用することは、処分場確保の問題や処理費用軽減などにつながり、産地として注目すべき課題であります。

御質問の海の藻場再生への廃石膏の活用については、町内業者と大学との連携事業により、約3年前から実証試験が行われております。これは桜島火山灰と陶磁器破砕片にセメントのかわりに固化剤として廃石膏を用いてブロック状の基盤材をつくり、鹿児島県錦江湾に沈めて、藻の活着状況などを研究されたもので、その安全性や海藻類の活着などが確認されたと報告を受けております。平成25年度には長崎県産業振興財団による新エネルギー産業等プロジェクト連携体支援事業助成金を受けて、藻場再生の基盤材開発が行われています。

今後は、開発した藻場基盤材の性能と効果を実証するため、県内のとある漁協の御協力をいただき実証実験を予定しているとのことであり、その成果と今後の展開に大きな期待を寄せるものであります。また、これとは別に廃石膏のリサイクル技術の確立に向けて、複数の大学や事業所、公的研究機関のいわゆる産官学連携による事業の検討も行われており、今後の事業推進については町としても積極的に支援すべきだと思っているところです。

次に、野々川郷の一部の人たちで、耕作放棄地を増やさないような取り組みとして、お茶のオーナー制度や景観を生かした観光農園などを研究しようという動きがある。町として先進地の視察などの支援はできないかという御質問ですが。

議員御指摘のように、農地の耕作放棄地化は中山間地域を中心に速いスピードで進行しており、全国的な減少と言えます。特に長崎県においては、平成26年度の状況を申しますと、離島などの地形的な理由も考えられますが、農地面積に対する耕作放棄地の割合が26%で、全国1位であり、本町においても面積で約257ヘクタールで、全体の25%が耕作放棄地となっている状況です。

耕作放棄地対策としては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度など、地域の地形や農地の状況に応じて算定される交付金制度や、また基盤整備事業などに取り組む場合には再生利用緊急対策事業や有効利用促進事業などを活用し、耕作放棄地の解消に努めているところです。

以上のような取り組みとあわせて、全国各地ではさまざまな地域活性化策が展開されているようですが、議員御説の野々川地区においては、お茶のオーナー制度や観光農園などを研究しようという動きは今のところ町では捉えていない状況ですが、そのような動きには地域農業の将来的な振興、発展を考える上で大いに期待を寄せるものであります。

そこで、先進地視察に対する支援ができないかのお尋ねですが、幸いにして、現在、当野々川地区をあわせた東地域において、はさみ東地域集落活性化協議会を立ち上げ、ワーク

ショップを重ねながら、中山間地域における活性化ビジョンの策定に取り組んでいただいております。そのような事業を十分活用していただきながら、必要であれば視察研修などを事業計画に盛り込み、事業化に向けて検討していただければいかかと考えます。

次に、施政方針について。定住の促進について。波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人を育て、産業振興による雇用を創出し、子育て環境の向上を図りながら、空き家、空き工房やお試し住宅などの有効活用により移住、定住の促進を図ってまいりますとあるが、具体的に子育て環境の向上とはどのような施策を考えているのかという御質問ですが。

国の総合戦略を踏まえ、本町においても平成31年度を目標とする波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中ではありますが、この中で、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、子育て環境の向上を図るという一つの基本目標を掲げております。本町といたしましては、町内の若い世代が安心して子供を産み、育てやすい環境づくりを推進するため、これまでの子育て支援関係事業に加え、28年度からは多子世帯・ひとり親世帯保育料軽減事業及び病後児保育事業という二つの新たな支援事業を展開することとしております。

まず、一つ目の多子世帯・ひとり親世帯保育料軽減事業につきましては、従来、未就学児を対象として第3子のみ無償としていた保育料を、28年度からは、所得制限はありますが年齢制限を撤廃し、例えば上に兄弟が2人いる場合、3人目以降の未就学児の保育料を全て無償とするものであります。

二つ目の病後児保育事業であります。今までの東彼管内においては、病後児保育を実施する事業所がなく、仕事を持っておられるお母さん方が病後児の子供をどこにも預けられずにやむなく仕事を休んでおられたところがございますが、28年度からは川棚町にある保育所が病後児保育を実施する運びとなりましたので、本年6月開始を目途に現在準備を進めているところでございます。さらに、これまでの子育て支援関係事業につきましても継続して行い、充実を図り、若い世代の定着、定住促進につなげてまいります。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

まず最初に、後継者育成事業について再質問させていただきます。

実際、町長は事業所を訪問されて、後継者育成事業に参加されている方にお会いされて、お話等を聞かれたということですが、5カ月、6カ月先はまだよく考えていないという

か、見えてないという現状でありますけども。この事業については、最終的というか、起業をしてもらうための育成事業なのか、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

究極の目標は、生地業なり、あるいは鑄込み、そういったものを起業していただくのが一番よろしいかと思えますけれども、初期投資等を考えると、いきなりの起業というのは厳しいかと思えます。その中で、この要綱においては、町内の事業所、窯業関連事業所に勤めること等も要件としておりますので、将来的にはそういった起業に向けて研修を進めていただければなというふうな期待を持っております。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

ちょっと確認ですけども、この事業は、先ほどの午前中の質問の中で、本人が希望すれば、あと1年ということで、また来年は新規採用ということを考えていらっしゃるということで、そういうことでいいんでしょうか。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

要綱上は1年間の延長を認めるようにしておりますが、波佐見焼振興会の事務局ともちょっと話をした中では、やはりどうしてもその裾野の拡大を図りたいということで、重点はやはり新規の研修生を募集したいという方向を持っておられますので、そういった事業主体の意向に沿った展開になろうかというふうに思います。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

それでは、今現在、その研修されている方は、もう1年後は先は見えないって、町長は先はまだわからないとおっしゃったわけなんですけども、そのままその事業所で研修をしながら、例えばそこで給料をもらいながら勉強されて、その後、独立を目指すとか、そういう方向性でいくようなお考えなんですか。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

研修生の先の計画につきましてはそれぞれの研修生が考えることでございますけれども、

必ずしも起業をしてくださいというわけではございません。波佐見焼の後継者として、それぞれの事業所に就業、あるいは就職といたしますか、そういったスタイルで残っていただければいいことでありまして、必ずしも起業しなさいということではございませんので、1年、ある程度一定の事業所で現在働いておられますので、そこでの就業、あるいは類似の事業所で就業されることは考えられますけれども、全然しろというわけではございません。完全な技術の取得には至りませんが、全くの素人ではございませんから、1年ほど研修を積んだ方を従業者として迎えるということであれば、迎えられる事業所にとっても若干のメリットはあるのかなと思いますし、そういった就職先についても、振興会、あるいは業界と一緒に定着を図れるような仕組みづくりをしていきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

3名お見えになった方は、そういうことでお見えになったわけですか。ちょっと言えば、ハローワークの事業みたいな感じかと私は思いますけれども、本人たちは先では自分たちで焼き物をつくってみて、生地とか、そういったとをつくってみようというようなことで起業しようというような形で私はお見えになったかと思っておりますけれども、その辺は本人方はそういうことで理解されているということでしょうか。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

直接の面談に私は立ち会っておりませんので、本人たちの意向の確認はしておりませんが、基本的には、その本人たちの起業というのは意欲はあられると思います。ただ、先ほど申しましたように、どうしても起業するためには初期投資というのが必要になりますし、そこら辺のクリアすべき課題が高うございますので、そういったものは今の研修生の方の御相談を伺いながら決めていきたいと思っております。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

例えば、私も生地業をしていますけれども、そういう業界の中には、もうあと二、三年でちょっと私も生地は考えとっばいというような方もいらっしゃいます。そういう方々のところに工場ごと引き継いでもらえば、そういう後継者というのができるのかなって思っておりますけれども。その人にちょっと許可をもらえば、その人たちが了解を受ければ、そういう指導

をしてもらいながら、その後、そういったことができないかなと私は考えますけども、その点いかがですか。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

そういった情報は、当然議員も加入しておられます生地組合の中で情報共有ができておろうかと思しますので、そういったものがあれば、私たちにも情報をいただきながら、そういったお世話をしながら、有効に活用できれば、当人たちの初期投資の非常に抑えられますし、スムーズな起業につながるものでございますので、ぜひ、情報提供いただければというふうに思います。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

それと、もう一点、例えば空き工場ですね。今ある工場を使いながら、3人の方が一緒に指導者に来てもらって勉強をするというようなこともできるかと思うんですよね。実際、今、そういった話もしたこともあります。その組合の一部の人とですね。そういう中において、いろいろな方向性というのを、せつかく波佐見にお見えになって、そういうことを後継者でやっていこうかなというような形で来ていらっしゃるので、私たちもそういったところを考えてやらないと、せつかく来てもらった意味がないかと思えますけども。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

当然行政がすべき点については支援はしてまいりますし、当然業界の中でも支援をしている部分は御協力いただきながら、定着に向けたサポート体制というのを築いていきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

また次年度は新たな研修生を受け入れるということですが、そこには何名ほど予定されているのかですね。また、そういった受け入れる事業所等が、前の3人のときもなかなか決まらなかったというか、そういう事情もあるようなんですけども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

新年度の予算に計上しておりますのは、とりあえずは3名分の予算計上ということしております。先ほどおっしゃったように、研修先の事業所、それから来ようとする研修生のニーズ、そこら辺のマッチングが若干うまくいかない場合もございますけれども、そこら辺はうまく協議しながら、制度としてうまく進捗ができますように努力してまいりたいというふうに思っています。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

そういうことで今おっしゃいましたけども、先ほど言いましたとおり、せっかく来て、波佐見焼の後継者となろうとしている方でございますので、ここは手厚く育てていただいて、一人でも多くの方がそういったひとり立ちできるようなことを私たちも応援していかなければならないのかと思います。

次に進みます。

後継者の視察研修についてですけども、先ほど、やる気がある人は自分たちで東京ドームでも行かれてされるかとおっしゃいましたけども、なかなか私が言うのは、そういうリッチな、リッチと言えばおかしいですけども、大きな会社や、そういう会社の方々じゃなくて、やっぱりこつこつとやっておられる生地の後継者とか、石膏の後継者とか、なかなかそういう機会に触れることがまずないんですよ。特にやっぱり経済的にもなかなか厳しい現状でありますし、おまけに土曜もなく、中には日曜も仕事をされる方もいらっしゃいますかと思いますが、そういった土日あたりは、何とかたまに仕事とかを休まれていますんで、そういうところを活用してやってもらいたいなと思いますけども、その辺いかがですか。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

視察そのものは、町長が申し上げましたとおり非常に有効かなというふうに思っております。ただ、やはり何のためにいくのかということをも目的意識、そういったものをしっかりしていただく。それから、業界に対しましては産地振興事業補助ということで、波佐見焼振興会を通じて、各団体の活動に対する支援事業を行っておりますので、そういった事業を活用しながら、例えば生地組合さんが、年間行事の中でこういったものが必要だから、絶対視察に行って何かを習得して次の自分の仕事の中に反映するんだという意識の中で事業を計

画される分については、そういった事業を活用されていいんじゃないかなと。ただし、以前、いろいろ視察だけの事業というのも、大分前の話になりますけども、視察費だけで事業費をつぶしていたというふうな、以前はありますけれども、そういった有効な活用が図れるようであれば、そういった事業の活用も組合の活動として考えられてもいいんじゃないかなという感じはいたしております。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

私が言っているのは、組合もですけども、組合に入っていないところもやっぱり若い後継者というのがいるわけなんですよね。そういったところが集う場がないからですね。例えば、福岡のはかたdeはさみでもバスを1台チャーターして、もちろん東京ドームあたりもかなりの経費等かかるので、そちらには言いませんけれども、町がバスを1台、人材育成の研修費がありますね。そういったところを活用しながら派遣してもらって、そういった中で、後継者同士のそういった集いの場でできますし、また、そういったところに行くことによって、今まで取引のなかったメーカーの方々ともそういった話ができ、また今後の仕事とか、関係につながるというようなことも考えられますので、その方向性でいけないかなと私は考えております。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

確かに研修に行きたいという気持ちも理解できるところでございますけれども、現行の中ではあらゆる視察費について、町で企画して、皆さんで視察を行うということはほとんど行っていないんじゃないかなと。一部、事業の中にそういったものが組まれたものは実施をしているところもございますけれども、ぜひそういったものは、高い志を持って、自らの経費を削るつもりで、経費をかけ、投資をして、今後のその成果に生かすというふうな気概を持っていただければなというふうに思っておりますし、町として、そこを今後音頭をとって研修を行いますから集まってくださいというふうなことは、現在のところはちょっと考えていないところでございます。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

これは一つの後継者事業として捉えて、やっぱりそういった人材育成ということがまち・

ひと・しごと総合戦略の中にも上がっています。そういった人材育成に、私はかかわっている事業としてできるのではないかと思いますけども、その辺はいかがですか。

○議長（川田保則君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

先ほどから担当課長、町長も答弁しましたように、やはり高い意識を持って取り組んでもらわんという、町が集めて護送センター方式で、さあ、行きますから、どうぞ乗ってくださいと、そういうことでは長く続かんじゃないかと。やはり、何遍も言いますように、そういう意識を持ってやる、自分に投資する、そういう高い意識を持つことによって、視察したことが物になって生きていくんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、そういう形でやっていただきたい。

そういう人たちも、組合に入っていないということでしょうけども、組合に行っていないからこそ、ほかとの交流というのがなかなかできない。やはり組合に入って、いろいろ先輩の話聞きながら、そういった中で、そういったことから勉強しながら、じゃあ、どうするかという方向性を見ながら、じゃあ、行こうかという、そういう高い意識を持っていただければ、視察の結果もよりよいものになってくるんじゃないかなと思っておりますので、そこはひとつ理解をいただきたいというふうに思います。おっしゃることはわかりますよ。わかりますけども、やっぱりそれだけ高い意識を持っていただきたいというようなことなんですね。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

前回、9月か10月やったかと思えますけども、石膏関係の方がそういった研修費を一部いただかれました、名古屋のほうにちょっと研究に行かれております。そういった、今からはグループというか、作りながらいこうかなという考えで、その事業あたりも進めて、こちらでも提案型でやっていこうかなということで進めていこうかと思えます。

次に、石膏型の再生事業につきましてですけども、先ほど答弁にありました、本当に廃石膏というとは毎回毎回たまってどうしようもないというか、処理に本当に困っている現状でございまして、県の事業として、2回ほど、処分というか、そういったことが行われましたけども。

先ほどの話の中で、今回は、県においても藻場の再生事業にされるということですけども、

実用化に向けて、今年度は実際に海に沈めて藻場再生に利用されるということでございますが、実際そういった石膏あたりが使用されるというか、利用されるというのをどのくらいのめどでお考えなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

まず、需要と供給のバランスがございますので、果たしてそれが求められるものであるかの条件もございますので、いつ普及するかと、あるいは年度がどういうふうになるかということは断言はできませんけれども。今回の新年度予定されておりますのは、佐世保のある漁協さんとタイアップして、藻場に沈めて、例えばその沈める藻場再生材の中からのセメントの溶出、溶け出しぐあいとか、それが環境にどのような影響を与えるとか、あるいは藻の活着状況はどのようになるかと。そういった海の状況によっても変わるであろうということで実験をされる予定でございます。

この実証がどのくらい進むのかというのは、私のほうでちょっと判断はできないところでございますけれども、恐らく1年、あるいはもう少しの期間が実証としては必要なのかなと。鹿児島で実際は1年ちょっとやっておられますけども、また場所を変えて、長崎のほうでどのような時期になるのか。そのような実証がうまくいって、いい成果が得られれば、今、長崎県では磯焼けが大変な問題になっておりますので、そういったところでの活用も県のほうにお願いしながら、あるいは漁協のほうにもお願いしながら広まっていけば、相当の廃石膏の活用が見込めるのかなと。ただし、その製品がそういったものに対応できるものになるためにはかなりのクリアすべきハードルといたしますか、壁も高いのかなというふうな気もいたしております。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

この実証については、現在も佐賀大学と鹿児島大学との連携、地元の業者さんとの連携で行われているのでしょうか。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

そのとおりでございます。藻場再生材に関しては、先ほど申された鹿児島大、佐賀大、それからリサイクル業者の中で取り組まれております。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

もう一点、そのリサイクルの新たな再技術というようなことで先ほどおっしゃいましたけれども、具体的にはどのようなことが考えられているのか、お願いします。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

まず、廃石膏の中で、ある程度質がいいものにつきましては、再利用化といいますか、もう一度石膏として利用するというふうな取り組みでございまして。これは現在、これは業者のほうからお聞きした単価でございますが、石膏の単価がおよそ1キロ2,000円ぐらいするんですね。それが再生してつくった場合はキロの1,500円ぐらいをめぐりに販売できるような再生石膏を研究していきたいという考えを持っておられます。

これはつくるためのいろいろな製造方法もありますけれども、そういったもの、これはまたほかの大学も絡んでまいります。町長が答弁の中に申しました大学、地元の長崎大学も若干絡んできますけれども、それとほかのリサイクル業者等も絡めて、もう少し、プロジェクトを構成するメンバーは若干変わってまいりますけれども、そういった中で、石膏の再石膏化といいますか、再生化を図ろうとするところでございます。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

今おっしゃるとおり、以前は、私たちの廃石膏が出たところを、ある地元のメーカーさんが持って行って、焼いて、型離れが悪いときには、その再生石膏を入れたら型離れがよくなるというようなことで実用化されていたんですけども、なかなか廃石膏の量に追いつかなくて、その事業もかえって今しなくなったというか、石膏を買ってきたほうが安くつくかどうかかわかりませんが、そういうことになっている状態です。ともかく実用化に向けて、県のほうにも、先ほど課長がおっしゃいましたとおり、早急にできるようにお願いをしていただければと思います。

次に、耕作放棄についてでございますけれども、農業者の本当に高齢化などで耕作放棄地がある中で、野々川である人と話をしたときに、お茶もなかなかつくるのも大変やし、オーナー制度や何かば今からやっぱり考えていかんばということや、ある人は、自分が今ちょっとバンガロー風なものをつくっておられまして、そういったところに人が集まる場ができない

かなというようなことでおっしゃいました。

そしたら、私たち、以前、産業厚生委員会のほうで兵庫県の滞在型の農園にちょっと視察に行ったわけなんですけども、そこではコテージをつくって、そのときは神戸市内からたくさんの方が利用されるということで、まだ60棟ぐらいコテージがある中で、実際まだ20とか30件とか、お待ちになっているというような現状で、なかなか大盛況でございました。

本当に野々川というところは景観もいいし、そういったことを進めたらいいのかなということで、特に交通面に対しましても、福岡あたりとも十分な交通面でもいいし、そういったところで話を今しようとしておりますけども。さっきおっしゃいました東地区の活性化事業に関して、そういったところで予算がとれないかというようなことで、これに関しては農林課のほうでもそういった中間に入っていただくということができるといえるのでしょうか。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ただいま耕作放棄地解消ということで、いろいろな、全国ではその対策に向けて、観光農園とか、実施をされているようでございますが、今お話がありましたように、そういった声が野々川地区あたりから出てきておるといのは、非常に、町長も申しましたように喜ばしいことだということを感じております。

今お話がありましたように、波佐見東地域の活性化協議会でございますが、これにつきましては、永尾とか、小・、井石、野々川あたりが、そういった地区から入っていただいて、比較的農村規模的には小さい集落でございますので、そういった集落の活性化を図るために、これは国の直轄事業でございますが、協議会を設立をして、そういった集落の活性化を図っていくというような事業でございます。ことしからその事業が始まっているわけですけども、今年度につきましては、いろいろな将来に向けたビジョンづくりというのを策定をしながら、5年間の事業でございますので、将来的にはそういった地域で、波佐見マルシェを今やっていますけど、そういったものが考えられないかというような構想を持って、今、話し合いをされている状況でございます。

御指摘のように、そういった事業の中で必要であれば、先ほど、視察の話が出ておりますが、そういった事業の中に盛り込んでいただければ、そういった視察も可能になってくるだろうと思います。あわせて中山間地域には直払いの交付金が交付をされておりますので、特に野々川地区につきましては、そういった交付金を使って、視察を現にもうやられておりま

す。その視察の中でそういった構想があれば、また、視察も宣伝をしていただいで、そういった方向に向けていっていただければと思います。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

あと、例えば滞在型というか、移住してこられて農業をするというようなことも今後考えられるかと思いますが、そういう中で、野々川郷の空き家というのは現状はどうですかというようなことで、ちょっと1回お尋ねをしたことがあったんですけども。その中で、空き家は余りなかし、もう住めるような状態じゃないもんなどというようなことでおっしゃいました。ということは、ほかに、湯無田にしろ、いろいろな町内各地に空き家が今ありますね。そういったところを活用して、野々川まで通って農業をしてもらって。そういう施策を考えていけば一石二鳥ですね。定住人口を増やす意味でも。

そして、今、全国各地で新規農業者ということで、定年を終えられた方が、60歳以上の方が、かなりの人がそういった田舎で農業をというような形でやっているということが出ております。就労者が多分、かなりの数やったかと思いますが、そういった方々にやはりアピールをして、PRをしていかなければならないかと思いますが、今後、波佐見町をPRするというので、今から都市部あたりでもいろいろな活動が行われるかと思いますが、そういうことも一つ頭に入れて施策を考えたらいかがかと思いますが。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

アドバイスをありがとうございます。空き家対策のそういった一貫として、都市部からそういった興味がある人を呼んで就業していただくというのも一つの方法ではございますけども、今のところ、そういった波佐見町の農業においては、そういう都市部から人を入れ込んでやれるような環境が今のところ整っておりませんので、そういった環境整備をまずやるのかどうかも含めて今後検討してまいりたいと思います。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

いずれにしろ、そういった事業を行う起業家を育てるということが、今後の農業に、いろいろな面でも農業あたりも大切かと思いますが、そういった東区でリーダーをとっておられる方も頑張っていますので、そういった中で今の点はずっと話していきたいと思います。

次に、町長の施政方針についてでございますけども、新たな施策として、多子世帯、ひとり親世帯の第3子の無料化ということでございますけども、これは所得制限があるということでございますけども、所得制限というのはどのようにになっているのか、お尋ねします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この多子世帯、ひとり親世帯の保育料負担の軽減の所得制限でございますけれども、年収360万円以上ある世帯がこの対象から外れるということでございます。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

そういうことなら、かなりの方が対象になるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

対象世帯の数が、ちょっとこれも見方が複雑で、はっきりとは言えませんが、ざっと担当に計算してもらいましたら、対象となる世帯は人数にして約60人、母子父子世帯で10人ということで、合計70名程度と試算しております。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

もう一点、病後児保育というのが川棚にできるということでございますけども、これは川棚の保育園という町長の説明でございましたけども、ということでもいいんでしょうか。そして、また、病児保育も今かなりいろいろな問題で言われておりますけども、これは川棚の病院のほうにできるというようなことを先で考えてあるというようなことですが、その計画はどのようにになっているのか、お尋ねします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

病後児保育につきましては、議員お説のとおり、川棚町の保育園で開設するということになりまして、現在、東彼3町の担当者で協議を行いまして、6月の開設に向けて準備を進めているところではございます。また、病児保育については、どちらかの病院でという話もありましたけれども、福祉担当のほうには全然伝わっていない状況でございますので、ちょっと状況がわからないところがあります。

○議長（川田保則君） 今井議員。

○7番（今井泰照君）

病後児保育という新たな一歩ができたので、今後は病後児保育という形で28年度から開催されるということで、今後、東彼3町で川棚の医療機関に依頼するというようなこともちよつと計画にはあるようなので、そちらのほうも早急に進めてもらえかと思います。

最後に、町長に今後の、先ほど言いました後継者問題について、やはり私は地元に残ってもらってずっと起業することがベターかなと思いますけども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう機会を捉えて、また、おいでになった方々も起業、もしくはこの焼き物づくりに従事したいと。そういうこの1年間の中で、どのような、はっきり言ってプロ的な技術は1年ではとても無理だというふうに思っております。しかし、この仕事をする関係の中で、焼き物業界の中で仕事をしたいという思いがあられば幸いではないかなと。できるだけ人口増のためにも、そして、また、例えば生地業でなくても、窯元でもよいし、商社でもいいし、働く場が見つかり、働く人がおるということは、非常にいい機会、チャンスだというふうに思っております。

○7番（今井泰照君）

終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、7番 今井泰照議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後2時15分より再開します。

午後2時 休憩

午後2時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 百武辰美議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、一つ目、地球温暖化対策についてであります。

現在、本町は基本構想並びに基本計画などによって温暖化対策に取り組み、庁舎屋上に太陽光発電設備の設置などの事業が行われているが、地球温暖化対策について、次の点を質問をいたします。

まず、1点目は、地球温暖化対策のこれまでの取り組みと、その実績をお伺いいたします。

2点目は、地球温暖化対策として、波佐見町の基本計画、またはそれにかわる行動計画のようなものが策定されているのか、お伺いいたします。策定されているのであれば、その概要はどのようなものか、御質問をいたします。

2点目は施政方針についてであります。

町営住宅の整備について、今回の施政方針の中で、建て替え計画について小石原団地は平成29年度から35年度までの7年間で計画しており、平成31年度からの着工予定とあります。

次の2点を質問いたします。

1点目、建て替えに当たってはどのような基本方針であられるのか。

2点目、町営住宅の建て替えが続き、公営住宅建設事業債も増加し、町財政を圧迫しかねないと危惧されるが、財政的見通しはどのようになっているのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 百武議員の御質問にお答えいたします。

現在、本町は基本構想並びに基本計画によって地球温暖化対策を実施しているが、これまでの取り組みの状況とその実績はという御質問ですが。

この地球温暖化対策の取り組みにつきましては、平成25年に策定しました基本構想、基本計画の中で、地球環境の保全として、ごみの減量化や再資源化対策、地球温暖化対策協議会の有効的な活用、再生可能エネルギーの導入促進等の取り組み等を掲げ、本町における温室効果ガスの抑制に向けたさまざまな取り組みを行ってまいりました。

まず、ごみの減量化、再資源化対策につきましては、集団資源回収を促進し、ごみの排出抑制を図るとともに、ごみの減量化とリサイクル化を図ることを目的として、平成10年度に波佐見町集団資源回収団体奨励制度を設置しております。これは事前に登録をいただいた団

体がリサイクル可能なごみを回収し、清掃工場や回収業者に持ち込んで、再資源化が可能な紙類、金属類、ガラス類、ペットボトルなどの資源ごみ1キロに対し5円の奨励金を交付する制度であります。現在、自治会、婦人会、育友会等の7団体が登録され、平成26年度では1万9,892キログラム、平成10年度からの総量としては86万7,195キログラムの回収実績となっております。

次に、地球温暖化対策協議会の有効的な活用でございますが、平成20年度に町の実情に即した地球温暖化対策を効率的に推進することを目的として、波佐見町地球温暖化対策協議会を設置し、本町が取り組んできました年間推進事項について報告を行い、そして、それらに対する効果の検証等を毎年行うなど、有効活用を図ってきたところであります。

この間の本町としての取り組みにつきましては、町職員を対象としたノーマイカーデー運動の実施、庁舎内においては節電、節水など、冷暖房温度の適正管理による光熱使用量削減の推進、また、町民に対しては、レジ袋等の削減を図るためのマイバッグ運動やアイドリングストップの啓発運動、また、前述しましたごみの減量化を目的とした集団資源回収団体の奨励等を実施してまいりました。

しかし、これら取り組みについては、協議会委員の皆様から、まだ町内に浸透していない、町民がもっと関心を持つようなPR活動を強力的に展開するべしと御意見があるとおおり、一部にその効果が見えるものの、広く町民の意識に根づいていないというのが現状でありますので、今後も引き続き広報啓発運動を積極的に展開してまいりたいと考えているところであります。

また、再生可能エネルギーの導入促進の取り組みにつきましては、平成23年度に長崎県グリーンニューディール基金事業を活用しまして庁舎屋上に太陽光パネルを設置したところであります。これにより、本庁舎内で消費する電力使用量の一部を太陽光エネルギーで賄うことができ、わずかではありますが、温室効果ガスの抑制に貢献できているものと考えております。

次に、地球温暖化対策として、波佐見町の基本計画、または行動計画のようなものが策定されているのか。策定されているのであればその概要はどのようなものなのかという御質問ですが。

平成22年に地球温暖化対策として波佐見町温暖化対策実行計画を策定しており、この計画策定の背景には、当時、国において京都議定書目標達成計画に基づき、環境と経済の両立や

国民、事業者など、全ての主体の参加、連携の促進など、基本的考え方として総合的な温室効果ガスの排出削減対策を推進していくという流れがあり、その中で地球温暖化対策推進法第20条の3においては、地方公共団体の義務として、京都議定書目標達成計画に即して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定と実行計画に基づく措置の実施状況の公表が規定されていることから、波佐見町としての地球温暖化対策の計画策定が求められたことによるものです。

これを踏まえ、策定しました本町の実行計画は、町自らが地球温暖化防止に向けた取り組みを率先して実行することにより、町の事務及び事業にかかわる温室効果ガスの排出削減を図り、ひいては町民、事業者等の地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な行動を促進することを目的としております。

具体的な取り組みとしては、町の事務事業における二酸化炭素排出量を算出するため、役場各部署での燃料使用状況を毎年調査してその排出状況を把握するとともに、調査結果を各課に周知し、前年度数値からの差異を確認してもらうことで、率先して地球温暖化に取り組むべき町職員としての意識向上を促しています。

次に、施政方針について。町営住宅建て替え計画について、小石原団地は平成29年度から平成35年までの計画であるが、建て替えに当たってはどのような基本方針なのかという御質問ですが。

町営住宅につきましては、現在、10団地、314戸を管理しておりますが、建築年が古い団地につきましては、老朽化や近年の生活様式に合わないことから、平成25年度に策定しました波佐見町公営住宅長寿命化計画及び振興実施計画に基づき、年次計画での建て替えや補修を計画的に実施しております。最近では鹿山団地を平成23年度から平成27年度までの5カ年間で7棟70戸の建て替えを行い、今後も引き続き整備する計画で、小石原団地を平成29年度から平成35年度までの7年間で建て替えを予定しており、平成31年度からの工事着手を見込んでおります。

基本方針としましては、公営住宅法及び公営住宅法施行令並びに波佐見町公営住宅条例及び波佐見町公営住宅条例施行規則による整備基準等を規定しています。また、波佐見町公営住宅長寿命化計画では、長崎県住生活基本計画及び第5次波佐見町総合計画、波佐見町第3期障害福祉計画を受け、整備水準やまちづくり理念に沿いながら、都市、防災、福祉、環境などの政策と連携して公営住宅に関する施策を推進するものと位置づけており、今後の建て

替え計画につきましても、当然のごとく若い世代から高齢者まで幅広い世代に配慮した計画で、バリアフリー化や手すりの設置等により安全で快適な生活ができるような各住戸タイプとしております。

また、町営住宅の建て替えが続き、公営住宅建設事業債も増加し、町財政を圧迫しかねないと危惧されるが、財政的見通しはどのようになっているのかとの御質問ですが。

公営住宅建設計画の財源については、長期計画を立て、家賃低廉化事業費補助金や住宅使用料等の財源を住宅管理費や公債費（元金、利子）等に充当するなど、収支バランスのとれた返済計画を立て、進めております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、関連質問に移らせていただきます。

まず、地球温暖化問題ですが、現在、体育センターにも太陽光発電設備が工事をされております。次年度は総合文化会館にということで、工事があっていますから、これを機会として、もう一回、地球温暖化対策ということで質問をさせていただきました。

まず、詳しい説明をありがとうございました。地球温暖化といいましても、我々、目につくのは太陽光あたりなんですけど、ごみの減量化や再資源化など、地道な活動も温暖化対策の一つだなということを改めて実感したんですが、これまで役場庁舎に太陽光発電を設置されてかなりの年数をたっておりますが、これまでの発電量とかがもしおわかりになれば、大体概略、どんなものなのか、お伝え願えればと思います。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますけれども、役場庁舎新館側に平成24年3月より稼動しました太陽光パネルについては、平成24年度は2万1,761キロワットアワー、平成25年度には2万2,381キロワットアワー、平成26年度は2万886キロアワー、合わせまして6万5,029キロワットアワーの発電量がありまして、年間の平均の発電量は2万1,676キロアワーであります。庁舎電力使用量の約1割を担うものでございます。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

1割というのは大分大きな効果があるのかなというふうに感じをしております。太陽光

が続きますが、今度計画を、今、施工されております体育センターあたりの発電量の見込み等、おわかりになればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

体育センターの発電見込みということでございますけれども、現在、波佐見町体育センターに設置をしております太陽光パネルの導入容量ですが、15キロワットアワーであります。年間発電量は1万5,768キロワットアワーを計画しておりますが、庁舎設置の太陽光パネルの容量が10キロアワーで、年間平均約2万1,000キロワットアワーを超える発電実績がありますから、それを上回る実績が上がることを期待しております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

詳しい説明をありがとうございます。大分やっぱり性能とかもよくなってきているのかなという感じをいたしますが。さて、来年は総合文化会館への屋上という計画でございますが、それ以外に、今後この太陽光発電設備を設置を推進しようかという候補地なんかあるんですか、どうですか。今の現状で結構ですから、お願いいたします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

現在の計画によりますのは、ただいま議員もおっしゃいました、来年度に設置を計画しております波佐見町総合文化会館への太陽光発電設備の設置でございます。これは庁舎の蓄電池設置、あるいは体育センター太陽光設備の設置とともに長崎県のグリーンニューディール基金事業により設置を行っているものでございます。この基金事業は10割の補助率でありますけれども、28年度が終了年度となります。温暖化対策としてほかの公共施設への設置も推進すべきでありますけれども、29年度以降の設置につきましては地方の単独事業となり、地方財政が大変厳しい状況もありますので、当面、他の施設への設置は現在のところ計画はしておりません。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは進めます。

施策を推し進める重点事項、町長にも御答弁いただきましたが、その中に地球温暖化対策

協議会の活性化ということがございましたが、具体的にこの地球温暖化活性化対策協議会、毎年行われているようですが、どういう内容のことをこの協議会の中で協議されるのかですね。先ほども少し町長が触れられましたが、改めてお伺いをしたいんです。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この地球温暖化対策協議会、波佐見町の地球温暖化対策協議会のことだろうと思いますけれども、これは平成20年から設置をされまして、平成25年の2月を最後に、その後はちょっと開かれておりません。といいますのは、最後に会議等で決められたのが、今後協議会で検討すべき事項があったときに再度招集して協議を開くということでございました。

この間、協議されてきました内容ですけれども、22年度に策定いたしました波佐見町温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業における二酸化炭素の排出量を算出するための役場各所での燃料使用量等を調査しておりましたけれども、波佐見町役場として二酸化炭素の排出状況を把握して、次年度の調査提出時に各課での前年度数値化の差異を職員に公表、確認してもらい、率先して波佐見町が地球温暖化に取り組むということで取り組んでまいりましたことは御報告差し上げまして、一定の評価をいただいております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

先ほど、24年度を最後にということでありました。私もこの温暖化あたりの予算書、決算書を過去5年間見てみましたら、確かに24年度には支出はされておりましたが、その温暖化協議会の出務謝礼あたりをですね。ところが、25年、26年ということは、予算にはきちんと上がっておりましたね。上がっておったんですが、執行されておりました。

恐らく27年度も今の感じでは開催されていないと思うんですが、開催する必要がないというわけではないと思うんですよね。毎年予算を上げてありますから。この開催できなかったのか、しなかったのか、その辺をちょっと事実関係を確認したいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

25年の2月が最後の協議会となりましたけれども、そのときの状況が、今後協議すべき事項があったらそのときに招集するというものでありましたが、そこも各種温暖化対策

に対するノーマイカーデー事業とか、各種の温暖化対策事業が取り組んでおりましたので、特にそれ以外の大きな事業というものも係の中では取り組んでおりませんでしたから、新たな事業がなかったというのもありますでしょうし。そのときの係の体制も、1名体制ということで、大きなほかの仕事を抱えながらやっておりましたので、ちょっとこの協議会の開催というものも失念してきたということもあったかもしれません。

私のほうではそれぐらいしかちょっとわかっておりません。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

余りここを追い詰めるつもりはないんですが、例えば、予算を毎年上げておいて、開催する必要がなかったからしませんでしたということは、本当はあり得ないですよ。じゃあ、開催する必要がなかったら予算を上げなければいい話で。大きな事業がなかったとおっしゃいましたが、実際、ことしの体育センターの発電事業、それから次年度の総合文化会館の太陽光発電の設備事業、これはやっぱり地球温暖化関連の事業じゃないんですか。そこを確認します。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

議員おっしゃるとおり、この太陽光発電設備事業につきましては、温暖化対策の事業というふうに捉えております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

ということは、今までの説明とちょっと矛盾するんですが、やっぱり、何かな、何で開催ができなかったのかというのがどうも疑問に思うんですよね、やっぱりね。こういう大きな事業をされていて、できなかったのか、しなかったのかというところは非常に大きな問題になってまいりますので。課長もことしからでしょうから、以前のことはわからないと思うんですが、自分で判断されて、開催すべきものをしなかったのか、あるいは開催しなくてもよかったのかというところは、もう一度御答弁を自分の口でお願いをいたします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

大変歯切れの悪い答弁で申しわけありません。確かに大きな予算を投入しました発電設備

事業でありますので、これが協議すべき問題ではなかったということはありません。当然協議会を招集し、この事業についても協議、評価してもらうということが必要だったと思いますけれども、私個人の見解で言わせてもらいますと、できなかったというか、失念していたというほうが強かったのかもしれませんが。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

その辺は謙虚に反省をしていただいて、その職員の体制の問題ならば、人員配置の問題なのか、あるいは係の役割分担の問題なのかということはまだもう少し研究をされて、すべき協議会はやっぱり必ず開催するというような心構えを持たないと、何しているんだということになりますから、どうぞそのあたりをよろしくお願いします。

その辺を含めて、今の協議会の活用ということをおっしゃいましたので、その辺の今のやりとりの中の御感想を町長あたりに答弁していただければと思いますが。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

このようなあれで、ある面ではこういう地球温暖化のあれも非常に温度差が年によって変わったりというようなこともありまして、そういう中で課内の対応、先ほど御指摘いただきました、そういう引き継ぎとか連携とかいうようなところがうまくいかなかったのか。ある面では支障はなかったというような形の安易なところもあったんじゃないかなというふうに思っております。予算を計上する以上は、きちんとした執行体制を気を引き締めてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に進ませていただきますが、町営住宅の整備についての質問に移りますが、基本方針あたりはいただきました。それで、二つの鹿山、山崎を見ていて思うんですが、大分入居者も高齢化をなさって、よく見てみますと、やっぱり2階建てですから、我々も、もう当然、今50半ばなんですけど、10年なれば65になります。20年後には75になりますが、そうするとやっぱり2階建てというのは、どうしても高齢者にとっては、エレベーターもありませんし、ちょっと不便なのかな。おまけに鉄筋コンクリートですから、今までのようなコミ

ユニケーションはとれないような構造になっております。

そこで、御質問なんですけど、現行の補助制度で、例えば平屋づくりの町営住宅だとか、木造の町営住宅の建設が可能なのかどうかをお伺いいたします。

○議長（川田保則君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、木造平屋につきましては補助の対象となります。ただ、これには条件がございます。耐震化を備えたもの等々のそういった条件をクリアすれば大丈夫ということでございます。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

いろいろな制約もあるでしょうが、これからの選択として、高齢者もおるという前提のもとに、やっぱり小石原団地あたりは平屋で長く生活をされておりますから、もし、できれば新しい考え方の、柔軟な考え方を持って今度の小石原の建替計画についてはお願いをしたいなという希望でございます。もちろん住民の意向調査等もされておりますでしょうから、されるでしょうから、その意向も十分反映させながら、今後住みやすいような住宅づくりもお願いをしておきます。

それから、続きますが、公営住宅といえば、町営住宅といえば、いろいろ入居に際して所得制限もあると思うんですが、いろいろ調べてみますと、佐世保市あたりは特定公共賃貸住宅なるものが存在いたします。ホームページを見れば内容はわかるのですが、あえて質問しますが、この特定公営賃貸住宅というのはどういうものですか。

○議長（川田保則君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、地方公共団体が設置、運営をしていく住宅でございます。入居時の所得制限が現行の住宅と違いまして、例えば所得が15万8,000円以上、48万7,000円以下の所得の方まで入れるというような住宅でございます。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

そうしますれば、波佐見町でいえば、町営住宅には入れないけれども、その少し高い所得のところをカバーするという住宅と思ってよかわけですか。

○議長（川田保則君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

そうですね、所得制限がやっぱり上がる関係から、多くの方が対象になるということがございます。一つ、佐々町、あるいは東彼杵町で今こういった特定の公共賃貸住宅をつくっております。佐々町につきましては、かなりやっぱり家賃のほうが高うございまして、現在空き家になっている状況の中でも、逆に家賃が高い関係で入居の希望がないと、そういった事例も発生をしております。東彼杵町でいきますと、低いほうで2DKで4万4,000円程度だったと思います。

以上でございます。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

我々の町は地方のほうですから、そう緊急に住むところの若い人は困らないというところもあるんでしょうが。東彼杵町が公営住宅を建てている。要はやっぱりその若い中間層といいますか、町営住宅には入れないけど、家を建てるまでにはちょっとどうかなというところの層もおりますから、これからの住宅施策としては、やっぱりその辺の可能なら、財政的にもいろいろありますから、可能ならそういうやり方も含めながらですね。

最近の国交省の方針だと、空き家を公営住宅化したらどうかという、もう最近の話ですから、そういう話も出ているようでございますから、これは都会のところのまずは話でしょうが、こういう柔軟な考えも出てきているようですから、ぜひいろいろなことを考えながら、できればやっぱり若い人が、自分の家ができるまでおっていただけるような施策も十分に考えていただきたいなというふうに思います。

続けますが、それで2点目ですが、公営住宅建設事業債の話になりますが。内容を少し細かく質問いたしますが、過去5年間の事業別の地方債の残高を見ました。22年度総額でいきますと、余り変わらないですね。22年度末で64億3,000万、26年度末で約65億4,000万、余り総額は変わりません。内訳を見ますと、この建設事業債に、公営住宅建設事業債は平成22年度には5億9,000万ありました。それで、平成26年度の残高を見ると、59億が11億6,000万、約倍になっておるんですね。

僕が心配するのは、その前に質問しますが、この償還額がありますよね。例えば26年度で2,500万、25年度で約2,400万とありますが、この償還額はどのような財源でどのように決められるのかなというところをまず1点質問いたします。

○議長（川田保則君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

公営住宅の起債でございますが、基本的に補助対象事業費から補助金を引いた残りを起債として、国、または国の機関、地方公営金融機構というところから借りています。一般的には25年償還ということで、据え置きを今のところ3年以内で設定しています。その各年度に借り入れた償還の積み上げが償還額ということになります。

以上です。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

最初ですが、この償還額の財源と、どういうふうな方式で決められるのか、お願いします。

○議長（川田保則君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

基本的には住宅使用料で償還をするようになります。ただし、現在、家賃低廉化補助金がございますので、その補助金がある場合は、補助金をまず住宅管理費に充てて、余る分があれば、それをまず起債の償還額に充てて、その残りを住宅使用料で償還しているので、現時点では、波佐見町の場合は家賃低廉化補助金と住宅使用料で賄っているという状況です。

以上です。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

そうしますれば、この毎年の償還額というのは、そう上下、そのときの財政事情もありましょうが、そう大きく高下することはないというふうな理解でおりますが。22年度に5億9,000万あったのが11億6,000万、これはもう建設債だけですんで、これがもし小石原を建てるとなればどのくらいのあれになるか、見込みがもしあれば、どうぞよろしくお願いします。

○議長（川田保則君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

答弁にありましたとおり、35年にかけて建設をいたします。振興実施計画上では、移転補償まで含めた平成36年度末までの計画を立てておりますが、小石原の改修に当たっては、期間中6億3,550万の借入をするということで計画をしております。移転補償が終わった平成36年度末の公営住宅債の残高の見込みでございますが、振興実施計画の試算では13億500

万程度ということで試算をしております。

以上です。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

その時点では償還もありますから大分減っていると思うんですが、一番危惧するのは、皆さん御存じのとおり、財政指数が余り波佐見町はよくない現状なんですよ。

ちょっと御紹介をいたしますと、総務省、最近ホームページがいろいろよくなって、探せばその県の各町の財政指数が出てきますんで、ちょっと調べてみましたが、平成24年度の指数で、波佐見町は、公債の話ですから、ほかの指数もあるんですよ。でも、ここは公債の話で、公債に限って言えば、実質公債費比率が波佐見町が14.9%、それから一番悪いところがお隣の川棚町、15.4%。ということはケツから2番目なんですよね、公債からいけば。ということは、公債に頼っている部分が大きいということですが、もう少しさかのぼって言えば、言うこともないんでしょうが、平成22年度が一番悪かったですよね。17.2%。これは18%になれば、起債に県とかの許可が要りますから、非常に危ない状態だったんですが。

この状態がまた戻ってきやせんかという危惧があるんです。というのは、建設債もしかしりですが、またその5億あたりの起債も別のところでありますから、その辺も含めたところで、今後の、その実質公債費あたりの、もし試算ができていればお伺いしたいんですが。

○議長（川田保則君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

議員おっしゃるとおりで、指数的には大変悪うございます。最新の26年度決算の実質公債費比率でございますが、既に公表されておりますが、波佐見町は一番ケツでございます。これについての分析等については、もう以前から言っているとおり、過去の借入れの償還額が大きいということが大きな要因でございます。

今後の見込みの前に、この住宅を借入れたことによって実質公債費が悪くなるかということになるんですが、先ほど申したとおり、起債の償還に今住宅使用料を賄っております。償還額と住宅使用料が今バランスがとれておりますのでいいのですが、今後、一時期であります、住宅使用料より償還額が増えるという時期が発生しますので、その場合は実質公債費比率の悪化の要因になります。

今後の見通しなのですが、中期財政計画によりますと、ここ二、三年は一旦下がるんです

が、その後はやはり起債の借り入れが多少増えますし、実質公債費比率の中であり、その一部事務組合の償還金の負担金、いわゆる福祉組合の清掃工場の負担金が増えますので、これも実質公債費に入ってまいりますので、それが増えてまいりますので、10年後、平成37年度で申しますと、見込みとすれば14.8%で中期財政計画を立てているところですので、多少、ちょっとまた悪くなる時期が来るということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

我々が心配することもなく計画的にはされると思うんですが、四、五年前に17.幾らという数字があったもんですから、こういう状態にはならないのかなという危惧はしておるところでございます。18%を超えたら、もうアウトですから、その辺は重々、僕が言うことでもないんですが、ぜひよろしく願いをいたします。

今回は地球温暖化、それから町営住宅の整備について質問をいたしました。

以上で終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、1番 百武辰美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時15分より再開します。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 松添一道議員。

○10番（松添一道君）

皆さん、こんにちは。きょうの一般質問は私で最後になりました。皆さん方は大変お疲れのことと思いますけれども、もう少しおつき合いをお願いします。

私は、初めに介護保険について質問をいたします。

介護保険制度は2000年4月にスタートいたしまして、15年が経過しておりますが、それ以前は老人福祉制度などで対応されていたのですが、高齢者が増えてまいりまして、医療費の

財源が不足したり、地域や施設によって介護に格差が生じたことなどから、介護保険法が制定されました。3年ごとに見直しがされておりますが、本町では平成27年3月に第6期波佐見町介護保険事業計画が策定されました。計画の中に住民主体の取り組みを含めた多様な主体による効果的な、かつ効率的なサービスの提供体制の構築を図るとともに、これまでの高齢者福祉施策のさらなる推進と介護保険制度の円滑な運営を推進していくためのものとなりますとあります。

次のことについて伺います。

初めに、第6期波佐見町介護保険事業計画を策定されるに当たり、前期計画をどのように検証されたのか、お伺いをいたします。

次に、今回の改正で地域包括支援センターの役割や仕事の量が大幅に増えていると思いますが、体制の充実は図られるのか、お伺いをいたします。

3番目に、要支援1、2については、平成29年4月までに全ての市町村で地域支援事業に移行するとなっておりますが、移行の準備は進められているのか、お伺いをいたします。

4番目に、介護保険認定者では認知症が24.5%と高い割合を占めていますが、現状と今後の見通しはどうか、お伺いをいたします。

5番目に、二次予防事業の現状について、要支援、要介護認定を受けていない高齢者の皆さんを介護予防チェックリストでチェックされて、生活機能低下のおそれがある人は、平成26年と27年、それぞれ何人かをお伺いをいたします。

次に、空き家対策と空き家活用について質問をいたします。

政府は10年後に約500万戸に増えるとの試算がある空き家について、2025年時点で400万戸に抑制するとの目標を織り込んでいますが、本町でも2013年11月の調査で153戸あります。空き家の問題は所有者の権利や責任など複雑な問題もありますが、空き家の状態がよいうちに、地方創生に向けて都市部からの定住促進を図るためにも何らかの方策を考えるべきだと思いますが、次のことについてお伺いをいたします。

初めに、今後空き家の調査はどのように計画されているのか、お伺いをいたします。

次に、空き家バンクの整備を早急に進めると、地方創生総合戦略にあります。いつごろ整備の予定か、お伺いをいたします。

3番目に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に施行されておりますが、本町としての取り組みはどのように考えてられるのか、お伺いをいたします。

あとは発言席におきまして追加質問を少しだけさせていただきます。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 松添議員の御質問にお答えいたします。

第1に、第6期波佐見町介護保険事業計画を策定するに当たり、前期計画をどのように検証したかという御質問ですが。

第6期計画を策定するに当たり、第5期計画策定時に現状把握できなかった平成23年度及び平成24年度から平成25年度までの現状把握を行っています。細かい数字などは計画書に掲載していますので省略いたしますが、高齢化率は、平成26年推計値27.6%、確定値も同じ27.6%、要介護認定者は、平成26年度推計値888人、確定値は802人と約10%減、認定率では、平成26年度推計値21.0%、確定値は19.1%と、約2%減となっています。認定者数は高齢化に伴い増加傾向にあります。認定率の伸びは横ばい状態となっています。給付費については、平成24年度、25年度では計画見込み額より約1,000万円と3,000万円程度の減少となっていました。平成26年度は約1億3,000万円の減となり、認定者の伸びの鈍化による給付費見込みとの乖離があらわれています。

次に、今回の改正で、地域包括支援センターの役割や仕事の量が大幅に増えている。体制の充実を図られるのかという御質問ですが。

地域包括支援センターは二次予防事業対象者への介護予防、ケアマネジメント、高齢者への支援の相談対応などの総合相談支援業務、成年後見制度の活用促進などの権利擁護業務、ケアマネに対する日常的個別指導、相談対応などの包括的、継続的ケアマネジメント支援業務を主に行っています。また、介護サービスの基盤整備や在宅医療と介護の連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化などを町の実情に応じて構築することが求められています。いずれの取り組みにおいても、地域包括支援センターは中心的な役割を果たす必要があります。

さらに平成28年10月から事業開始予定の新総合事業においても、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業などの多様化した介護予防、生活支援サービス事業への対応も求められています。

現在の体制は、保健師1名、社会福祉士1名及び臨時職員3名の体制で包括的支援事業及び介護予防事業に従事していますが、地域包括ケアシステムの構築や新総合事業への対応に

については現状の体制では厳しい状態であります。今後必要な人材については、可能な範囲で確保するように努めてまいります。

次に、要支援1、2については、平成29年4月までに全ての市町村で地域支援事業に移行するとなっているが、移行の準備は進められているのかという御質問ですが。

新総合事業への移行は、先ほど申し上げましたとおり、平成28年10月を予定し、平成26年度から準備を進めています。

大まかな新総合事業の内容ですが、町が主体的に行う短期集中通所型サービスC、ボランティアなどが主体となる通所型サービスB及び訪問型サービスCを実施する予定です。

通所型については利用者が集う通いの場が必要となりますが、現状では既存の公共施設を活用した対応となります。利用者が増加すれば専用の施設の確保も必要になると思われませんが、可能な限り民間施設の利用を優先に対応する考えです。

訪問型については、生活支援サービスの提供者として生活支援サポーターの養成を計画しており、サービスの実施に向けて人材の確保が急務と考えています。

また、新総合事業へ移行する要支援高齢者は、新規の要支援者と介護予防、生活支援サービス事業対象者となります。現在要支援の認定を受け更新される要支援高齢者は、介護予防ケアマネジメントにより多様なサービスの利用が好ましいと判断される以外は、現行の通所介護などを利用することとなります。

次に、介護保険認定者では認知症が24.8%と高い割合を占めているが、現状と今後の見通しはどうかという御質問ですが。

認知症の割合については統計データがなく、認知機能の障害程度についてのCPS（認知機能障害の有無を判定ができるフォーム）データで説明します。

一般高齢者は障害なしの割合が約74%なのに対し、認定者は障害なしの割合が、要介護者で約27%、要支援者で約53%です。障害ありと評価されるものは、一般高齢者で約17%、要介護者で約70%、要支援者で41%と、認定者は認知機能障害を有する割合が高くなっています。

国の認知症高齢者の数は平成24年で462万人と推計されており、平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に一人に達することが見込まれています。本町でも同様に大幅に増加していくことが予想されます。

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護が連携

した体制の構築を推進します。

また、取り組みとして、次の3点を推進します。

認知症の早期発見、早期対応では、地域包括支援センターを中心に、ケアマネや家族等からの相談の中で認知症の疑いのある方に対して専門の医療機関への紹介を行います。

認知症サポーターの養成及び活動の活性化では、養成講座の開催と協力を要請できるような事業所等への養成講座の実施を行います。

認知症における医療と介護の連携強化では、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護や生活支援を行うサービスとの連携の促進を図ります。

次に、二次予防事業の現状について。要支援、要介護認定を受けていない高齢者を介護予防チェックリストでチェックした場合、生活機能低下のおそれのある対象者は、平成26年と27年はそれぞれ何人かという御質問ですが。

町内を東地区、中央地区、南地区の3地区に分け、年度ごとに1地区の調査を実施しています。基本チェックリストで生活機能低下のおそれのある対象者は、平成26年度は東地区で95人、平成27年度は中央地区で201人となっています。

次に、空き家対策と空き家活用についての御質問ですが、本町で2013年12月の調査で153棟ある空き家の問題は所有者の権利や責任など複雑な問題もあるが、空き家の状態がよいうちに何らかの方策を考えるべきだと思う。今後空き家の調査はどのように計画されているのかという御質問ですが。

空き家の調査に関する計画と今後の取り組みは、2番議員への答弁のとおり、3年に1回程度をめどに自治会からの情報提供をいただき、必要に応じ、立入等の調査を行う計画です。

次に、空き家バンクの整備を早急に進めますと地域創生総合戦略にあるが、いつごろ整備の予定かという御質問ですが。

空き家につきましては、平成25年度に自治会に調査をお願いし、状況把握に努めたところではありますが、その時点での空き家は、議員おっしゃるように153軒ありました。そのうち建物の外観から判断して使用可能と思われる建物が60軒ほどありましたので、所有者等に売買や賃貸の意向を確認したところ、売買、賃貸の意向をいただいたのは5軒でありました。

空き家の利活用につきましては、今年度創設した空き家活用促進補助金制度の周知を図り、空き家情報登録制度、空き家バンクへの登録を推進し、空き家の有効活用とあわせ移住、定住の促進を図っていきたいと考えています。

次に、空き家対策等の推進に関する特別措置法が平成27年5月に施行されている。本町としての取り組みはどのように考えているのかという御質問ですが。

空き家対策の推進に関する特別措置法には、倒壊などが危惧される特定空き家等の定義や市町村が実施できる対策などが規定されています。これにより、市町村は固定資産税の情報を利用した所有者の特定や立入調査、空き家の適正な管理について、所有者、管理者に助言、指導をはじめ、勧告、命令までできるほか、命令に従わない場合等は市町村がその措置を講ずる、いわゆる行政代執行も可能となっています。

危険と思われる6軒の事案には適切な管理のお願いをしている事例もありますが、今後の取り組みは、立入等の調査の結果、特定空き家と認められる事案については、所有者、管理者に対し、助言や指導など、相応の対応をしていきたいと考えています。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

介護保険ですけれども、第6期波佐見町介護保険事業策定計画を策定されるに当たり、前期計画をどのように評価されたのかというようなことでございますけれども。前の計画からずっとお話がありましたけれども、この計画を策定されるに当たりまして、策定の前にアンケート調査をされたと思いますけれども、そのアンケート調査の結果からは、この介護保険についての課題はどのようなことが浮かび上がってきたのか、その辺をまずお聞きいたします。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

日常生活圏のニーズ調査を介護保険計画を立てる前に行っております。

まず、介護が必要な方とそれ以外の一般の高齢者に分けて実施をしております。いろいろな要望といいますか、暮らしに係る外出についてとか、生きがいについてとか、社会活動についてとか、相談相手についてとか、いろいろな項目で質問をしておりますけれども、それ以外でも自分の生活の状態、それについての説明とか、現在の状態、例えば病気とか、そのようなものに罹患しているのかというものもあります。

そのような中で申しますと、やっぱり全体的に認定者のほうについてはいろいろな、例えば外出についてはやっぱり少ない状況にあるとか、当然ですけども健康状態の不安を抱えている方が多いとか、社会活動参加については、もうほとんどやっぱり認定者については参加をしていない。相談相手についても、やっぱり外出をしていない状況がありますので、相談

相手も少なくなっているというような状況で、介護を必要とされる方は地域で、特に介護保険で支えていく必要があるというような状況を判断をいたしております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

今度の制度改正もそうだと思いますけども、やはりこれからは地域で支えていくというようなことになると思いますけども、その地域で支えていくためには、もっともっとやはり地域にこの介護保険制度の中身を、内容をもっと知ってもらう必要があると思いますけども、その辺はどのようにお考えでありましょうか。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

多分、議員も心配されているところは、なかなか介護保険の内容がよくわからない。こちらのほうに介護保険の申請を来られる方というのが、やはり介護保険はどのようにすればいいのだろうかということで、直前になって相談に来られるという方がやっぱり多くございます。このようなことをちょっと考えると、なかなか町民全体に対して介護の認知度というのがやっぱりまだ低いのかなと。必要のない方は余り考えていなくて、やっぱり必要がある方が、なって、ようやく介護保険、どういうものがあるんでしょうかというお尋ねがあるということが一番の問題かと思えます。

これが元気なときに、こういう介護の保険はどのようにしてすれば使えるのかとか、どのようなサービスがあるのかというのをできるだけ事前に多くの町民に知らせる必要があろうと思っておりますので、今後そのような啓発活動についても十分力を入れていきたいと考えております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

やはり今回の改正はその辺が一番大事なことではないかなと思っておりますので、今後はやはりその辺のことにも力を入れていただきたいなと思っておりますのでございます。

地域包括支援センターは、介護や高齢者、福祉に関する地域の総合的なケアマネジャーを担う中心的な機関であると思っておるわけですが、29年度までに随時新制度に移行をされると思っておりますので、今後の体制に支障が出ないように充実を図ってもらいたいなと思っておりますけども、先ほども町長の答弁の中にあっただけだと思いますけど、再度お尋ねをいたしま

す。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

地域包括支援センターの主要な活動については議員も御存じだと思います。その体制については、町長が先ほど説明申し上げましたとおり、職員としては、保健師1名、社会福祉士1名の2名、それに臨時職員3名で対応いたしております。今後、新しい総合事業等が始まってくれば、地域包括支援センターの役割が今後ますます大きくなっていくかと思っております。現状では職員のほうの採用というのはなかなか難しい状況でございますけれども、今年度、保健師の増員が図られております。この地域包括支援センターのほうへの配属を要望しておりますので、28年度は増員になるのかなと思っております。それにおきましても、まだ新しい対応への人員というのは不足しておりますので、今後、まだ臨時職員での対応というのにも必要になってくるかと考えております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

この介護保険の認定者、認定される前の方もそうですけれども、やはり相談する相手としてケアマネジャーが一番多いような感じはしております。ケアマネジャーというのは重要な役割を担っているんだなというふうに思っているわけですが、今後、ケアマネジャーが不足するのではないかなというふうに私は思っているわけですが、その辺のことについてはどのようにお考えでありますか。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議員お考えのとおり、こちらのほうも町で必要とする職員を臨時で募集する場合、ケアマネを募集するわけなんですけれども、なかなかやっぱり応募者がいないという、町の状況でもこうであります。ましてや、各施設とかでケアマネを必要としているところにおいてもなかなか新しい人材というのが出てこないというような状況がございます。これはヘルパーといえますか、介護従事者と同じ状況で、なかなかその介護の専門職という人の増加が見込めない状況にあるということは、今後も介護を維持していくためには、この養成といえますか、育成を今後も町としても推進することができればしていきたいと思っておりますけれども、なかなか今の方策として、町で直接それを育成するとかというところまでは至っておりません。で

も、今後高齢者が増加していくことを考えますと、まずこの介護保険を利用するにはケアマネが必須となっておりますので、この介護保険を有効的に機能させるためにケアマネの養成ということは喫緊の課題だと、こちらのほうも考えております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

今ケアマネジャーの養成が必要ではないかというように話をされましたけども、私、このケアマネジャーというのがどんな資格が必要で、養成するためにはどういう養成の仕方があるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

ケアマネジャーですけども、これは国家資格でございます。国家資格を取得することでケアマネジャーになるわけなんですけども。タイプが二つございまして、一つが医療系ですね。医療系の方、例えば保健師さんとか看護師さんも含まれると思いますけども、そのような方が研修を受けられてなるというような医療系から移る方ですね。それと、もともとそういう介護とか、福祉関係の仕事をされていて、そこから、当然講習を受けられたとか、研修を受けられて、試験を受けてなられると、二つのタイプがあろうかと思っております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

このケアマネジャーは、私もよく知らずにおったんですけども、若い方に研修を受けてもらえれば、それで、例えば試験があったにしても取れるのかなと思うとったんですけども、その辺は誤解でした。

次に、今回の改正で、介護保険の自己負担割合は一律で1割負担となっておりますが、昨年8月から、一定以上の所得のある方は2割ですよというように引き上げられたと思っておりますけども、その2割に引き上げられた対象者は何名ぐらいいらっしゃるんですかね。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

一定所得者の利用負担の見直しが行われまして、自己負担2割の方が出てきております。この場合、どのような方かといいますと、国でモデル年金とか、平均的消費支出の水準を上回る、そして、かつ負担可能な水準としてということがあるんですけども、被保険者の上位

20%に該当するのかなという、国の考えではあります。それが、合計所得金額が160万以上の人、単身でいえば、年金収入のみの場合だったら280万円以上もらえる方がこの対象になろうかと思えますけども。本町の場合は、年金受給者の方がほとんど国民年金のみの方がやっぱり多いという状況もございまして、自己負担2割の対象者は21名でございまして。平成28年2月現在の認定者数814人の約2.6%ということで、国の出す上位の20%とすれば、大分低い水準ではございます。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

高齢者になって生活機能の低下があった場合でも、介護予防事業などを利用しながら介護を受ける期間を短くすることが、双方にとって、介護者にとっても町にとっても大事なことだと思いますので、いち早く地域包括支援センターへ相談をしていただきたいということを、説明を当然されているものと思っておりますが、センターのPRに関してはどのようにしてされているのかをお伺いいたします。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

地域包括支援センターのPRですね。どのようなことを行っているか。それで、そういう相談業務を行っているのに来てくださいというようなことなんですけれども。多くの場合は、各地区にある老人クラブさんとか、多くの老人さんが集まれる機会においてできるだけ周知を図っていると思っておるんですけども、先ほど申しましたとおり、余り周知というのが図れない状態で、介護のほうに、もうそういう状態になってから来られるというのが実情でございまして。

そういうものを払拭するために、質問の中にございました生活機能チェックですね。そういうことをすることによって、能力が低下された方に対して御案内を申し上げて、運動とか、いろいろなさまざまな介護予防のことを、どっちかという通知で案内をしているというような状況でございまして。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

今の課長の説明にもあったと思えますけども、やはり介護を受ける人のケアも大変大事なことでありますけども、介護状態にならないようにというような健康寿命ということも、

今、大変言われておりますけども、それはもっと大事じゃなかろうかと思うわけですよ。介護状態になってからのケアよりも、介護状態になる前のケアのほうがもっと大事じゃなかろうかと思うわけですよ。そういうことを考えますと、やはりもっともっと介護状態になる前の方に説明をしっかりとやっていただいて、そうすることによって町の財政も大きく消費しないで済むこととなりますので、やはりその辺のことを、今後、もう少し何とか説明する機会をつくっていただいて説明をしていただきたいと思いますと思いますけども。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

今後の介護保険事業の方向性といいますのは、議員が申されますとおり、介護予防のほうに重点が置かれていくと。その介護予防の重点を置かれているのを担っていくのが保険者、市町村になります。今まではどちらかという、介護予防を担う事業者、そちらのほうに介護予防の実施についてお願いしてきたところが多くあってきたわけなんですけども、新しい、今度法改正が行われて新総合事業に移行するとなったという大きな意味というのが、市町村にそのような介護予防に対する事業を行っていくと、その期待が大きくあっております。

実際に言われますとおり、介護予防をすることによって介護給付費の減少にもなっていきますので、町としてはこの介護予防に対する取り組みというのを前面に押し出して、取り組みをやっていきたいと思っております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

次に、3番に行きたいと思っておりますけども。この要支援1、2については4月までに全ての市町村で移行するとなっておりますけども、市町村事業へ移行した場合には、その後も専門的なサービスを必要とするような要支援者が出てきた場合にはどのようになるのか。その辺のことを。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

町で行っている、その事業に対応する方がちょっと重くなって、次のステップ、何て言うんですかね、それではない介護のほうを受けられるということですか。当然そのときには認定調査というのを再度行ってもらいます。認定調査を行って、介護度が要支援じゃなくて要介護のほうに移行すれば、その段階で認定の変更を行って、実際に必要な給付といいますか、

それを受けるということになります。それはもう途中でですね。それはいつの場合でも変化することがございますので、その都度変更すると。これも一定期間があります。1カ月、2カ月ですぐということはちょっとないんですけども、ある一定期間を過ぎますと、その変更というのが可能となりますので、そのときに調査を行って、再度介護度を判定するというところになるかと思えます。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

この要支援1、2が市町村事業に移るわけですけども、この事業で支援者向けの訪問介護及び通所介護のサービスを市町村事業へ移行することは、多様な担い手による多様なサービスの確保が必要になるわけですけども。これは体制を整えるのに大変なことじゃないかなと。今まではサービス事業者がやっておったわけですけども、大変なことではないかなというふうに私は考えるわけですけども、この事業をそういう事業者に委託するというようなことは全く考えられないのかどうか。その辺のことについて。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

平成28年10月から始めます新総合事業に関しては、一応町がもう直接全て行う予定です。例えば、通所サービスBについては、できれば主体が町じゃなくて、ほかのNPOとか、いろいろな団体がおられれば一番いいんでしょうけども、早急にそれが町内にあるかというとなかなか難しゅうございます。今後、そういう担い手になるようなものを育成しながらつくっていければと思っています。

当年度、28年度については、町が全て、これは町の職員が全て出て行くというわけではございませんけども、人材もおります。そういう人材がおられる、対応できる企業に対して委託をやると。その関係で委託費が上げておりますけども、それによって28年度については対応していきたいと思っておりますけども、将来的には、本当にいろいろな多様な人材によるサービスの提供ということを念頭に置きながら、この事業を進めていこうと考えております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

移行後も、今後とも町でやっていきたいというような、今、課長のお話でありましたけども、移行後のサービスは従来と同様のサービスが提供できるのか。その辺のことについて、

そして、また利用者負担は今までと変わらないのか、その辺のことを2点お願いします。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

今の要支援1、2の方の給付の水準といたしますか、1についてはおおむね週に1回、2の方については週に2回が大体主だと思います。それに対応するような形で、週1回なり2回の通所の場合は、デイサービスは考えております。

あと、訪問型については、これも実施する方というのを実際探さなければいけません。これについても早急に人材を確保しながら対応に当たっていきたいと考えております。

それと、あと利用者の負担ですけれども、当然町がする事業については費用的に安価になっております。負担割合は1割ですので、通常の給付の場合、例えばそれが1日5,000円というのは多分ないと思いますけれども、まず5,000円とした場合は500円払われるということですが、町が実施する場合、その半分程度ぐらいでできないかとか、軽減すればもっと安くできないかというのを考えております。

そういう考え方からしますと、もし半分でできると、2,500円でできるとすると、利用者の負担は1割ですので250円に下がるということになりますので、例えばサービスの水準が余り変わらなければ、現在通われている方も、移られることによって自己負担が減っていくということになりますので、できれば、本当、同じ水準を早く、早期に確立して、多くの方が町のするサービスBなりに移行してもらえれば、利用者の負担も減るし、町の財政的負担も減っていくということを考えております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

丁寧な説明をありがとうございました。

次に、4番目に行きたいと思います。

これは認知症の問題ですけれども、やはりこれは、認知症は地域で、町の中でといたしますか、地域で守っていくべきであろうというふうに私は考えておりますけれども、これから高齢化社会になりますと、やはりこの認知症というのはまだどんどん増えていくんじゃないかなというふうに考えておりますけれども。認知症サポーター養成講座に取り組んでおられますけれども、これまでどのくらいの方が受講されたのか、わかれば教えていただければと思います。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

認知症サポーターへの養成講座でございますけども、正確な数字は、数はちょっとここに持ち合わせていないんですけども、毎年、今、行っているのは学校での認知症サポーター養成講座といたしますか、を行っております。町内の3小学校に出向きまして、認知症はどういうものかとか、そういうものを行いながら、認知症への理解、やっぱりなかなか認知症というのがわかりにくうございますので、そのような方々への理解を深めるために、認知症サポーターの養成講座というのは、さまざまな業種といたしますか、今回はその教育機関ということで行っておりますけども、多くの方に理解できるようなことで行っていきたいと思います。今年度も1学年に対して養成講座を行っております。

○議長（川田保則君） 松添議員。

○10番（松添一道君）

ありがとうございました。この介護保険の今回の制度改正では、やはり全ての市町村が在宅医療と介護の連携、認知症の総合支援、あるいは生活支援など、最低限の体制整備を求めているものと思いますので、今後、地域包括支援センターの充実を図ることを念頭にしていたいただければと思っております。

次に、空き家の問題ですけども、空き家の問題は、空き家のことについては同僚議員が先ほどから十分質疑をされましたので、私のほうからは空き家の問題については質疑をしませんけども。

私は、表題にも書いておりましたように、空き家についてはなるべく早目に対策をしたほうがいいんじゃないかということを考えておりましたけども。昨年、徳島県の神山町に行政調査に行きました。これは企業誘致特別委員会でもお話を申し上げましたけども、ここで少しどういうことをしていращやるのかを申し上げますので、もし、何か、町長、興味があれば調査だけでもしていただければと思っておりますので、ちょっとお話をしてみます。

徳島県の神山町ですけども、神山町は町の83%が山間部でございます。人口は現在5,915名、高齢化率が46%の町でございます。

NPO法人グリーンバレーは平成16年に発足をしています。神山町では転入が転出を上回る社会増が11年度に起こっています。その後は社会減が続いておりますが、以前に比べると減少幅が小さくなったということでありました。平成22年10月からの集落内の古民家を都市

のICT企業等に貸し出すサテライトオフィスプロジェクトを開始されて、平成25年8月現在、情報サービス企業など10社が展開しているそうでございます。

サテライトオフィスの進出は、町内全域に整備された光回線による高速インターネット環境を利用することで、いつでもどこでも自由に仕事ができるということで、次世代ワークスタイルを実現するとともに、地元での雇用も創出することができたと、大変喜ばれているそうでございます。

もし、これに町長、関心があられたら、調査だけでもお願いしたいなと思っておりますけれども、最後に町長の答弁をお願いいたします。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

神山町は非常に有名なところでございまして、先日、棚田全国サミットの理事会がありました、そのときにその町長さんとお会いをいたしました。非常に特異なところでございまして、そういうふうな一つの、おばあちゃんたちがタブレットを使ってどんどんやっているというようなそういう状況でございますし、そこまで行くには非常に御苦労もされたことだと。そして、あれは全て流通、入り口から出口まできちっと、この流通の構築をするのに大変な労力があつたんじゃないかなと。そして、その中で信頼があつて連携ができています。

地域の中でのそういう連帯感、そういうことでこのような、今、議員がおっしゃったようなことも非常にうまくいけるんじゃないかなと。それをそっくりそのままじゃなくしても、そういうことの調査をしながら、波佐見町の環境条件に合った、波佐見町にとって有益な、有効なものがあれば活用していきたいというふうに思っております。

○10番（松添一道君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、10番 松添一道議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。大変お疲れでした。

午後4時13分 散会